

Ⅱ．導入報告論文

金融関連の会計・税制を巡る制度的諸問題

小 谷 雅 貴
小 川 万里絵
清 水 誠 一
宮 下 俊 郎

- A. はじめに
- B. 現状の金融関連の会計・税制の枠組み
 - 1. 現行会計制度の体系
 - 2. 銀行会計制度の特徴
- C. 現行の会計・税制上の問題点
 - 1. 時価主義会計導入の検討
 - 2. オフバランス取引を巡る諸問題
 - 3. 銀行ディスクロージャーのあり方
 - 4. 連結決算の問題
 - 5. 貸倒引当金制度に関する諸問題
 - 6. 会計基準・税制の国際的調和
- D. おわりに

A. はじめに

わが国における金融関連の会計・税制を取り巻く環境は近年大きく変化しているように見受けられる。例えば、高度成長期以降の経済発展や地価の上昇等に伴い、長い目でみて企業や銀行の資産蓄積が進む一方で、最近の

株価の急落等により金融資産の含み損が資産を毀損している企業等も少なくないようである。また、金融証券市場の発展に伴い、企業の資金調達・運用手段が国際化・多様化しており、とくにオフバランス取引を中心とする新金融取引の進歩には目覚ましいものがある。さらに、経営の多角化や国際化の進展に

本論文は、1993年4月23日に開催した金融研究会における導入報告論文として取りまとめたものであるが、「金融研究」への掲載に当たって、その後の法令改正や事実関係の変化等に関して若干の修正を加えている。なお、本論文の内容で意見に亘る部分は筆者の個人的見解であり、日本銀行の公式見解とは関わりのないことを予めお断りしておく。

に伴い、企業活動の中心が単体企業から子会社等との企業結合体へと移行する動きもみられる。こうした環境変化の中で、わが国の会計制度は制度の目的と現実とが乖離しつつあるほか、税制もこうした変化に迅速かつ柔軟に対応できなくなっているとの指摘が、実務界のみならず学界からも行われるようになってきており、とくに、次の諸点が重要かつ大きな問題として取り上げられてきている。

第1は、財務諸表が企業の財務内容の実態を十分に反映していないのではないか、という問題である。とりわけ、商法上の資産評価基準として取得原価主義が採用されていることにより、とくに有価証券や土地について、簿価と時価の乖離が大きくなっており、公表される貸借対照表だけをみては企業の正確な財務内容が把握しにくい状況となっているとの指摘が聞かれる。近年、上場企業等では有価証券の時価情報の開示が義務付けられるなど、時価情報の開示は徐々に進みつつあるが、財務諸表自体が正確かつ十分な情報提供機能を果たしているかどうかという点について、原点に立ち返った議論が求められているといえよう。

また、スワップ、オプション等のオフバランス取引の拡大もこうした状況に拍車をかけているといわれている。これらの取引は貸借対照表に計上されないため、企業外部の利害関係者のみならず経営主体にとっても、その損益状況やリスク内容が不明確となりがちである。さらに、連結決算に関しても、連結対象や持分法対象となる子会社については現状では「重要性の原則（10%ルール）」が適用されており（1994年度決算より適用廃止）、連結対象が狭められているため、企業集団の実態が十分に把握し難い等の問題が指摘され

ている。

第2は、現行のディスクロージャー制度の下では、企業の財務内容や経営内容の実態が必ずしも株主、投資家、債権者（銀行等の場合にはこれらに加えて一般利用者である預金者等を含む）等に明確かつ十分に伝えられていないのではないかという問題である。市場の評価や市場規律を前提とした市場メカニズムがワークするためには、こうした企業の財務内容等の透明性確保が極めて重要であるとの認識が高まっている。ディスクロージャーの具体的な方法、基準等についてはそれぞれの立場からさまざまな見解が示されているが、資産の時価情報やリスク情報等のディスクロージャーはとくに重要であるといわれている。

第3に、会計・税制の問題が市場の発展に悪影響を与えていないかという問題である。例えば、利益平準化を狙った債券取引（単価調整による入替商いや、債券現先による国債価格変動引当金の意図的な増減等）により、市場取引に歪みが生じているケースがこれまでにみられたほか、オフバランス取引について、時価主義を採用している欧米の銀行と時価主義を採用していない邦銀とでは市場における行動パターンが異なるため、わが国のオフバランス市場の発展を妨げているとの指摘や、わが国特有のオフバランス取引に対する取引所税等の流通税の賦課が、本邦先物取引所の競争力低下を招く可能性があるとの見方が、主として実務家サイドから出されている。

第4に、上記諸問題に関する議論の中で、商法会計、証券取引法（以下「証取法」という）会計、税法会計の相互関係についての見直しを求める声も出てきている。すなわち、これまでこれら三会計はそれぞれの体系の調

Ⅱ．導入報告論文

和を図るような対応が行われてきており、とくに商法と証取法では利益等主要な概念についてかなり統一が図られてきているが、そもそも各会計には債権者保護、投資家保護、明確・公平な税額の算定といった固有の理念・目的があるはずであり、もし仮に各会計間の調和を図るあまり各会計固有の理念・目的が薄れかけているとすれば問題であろうとの観点から、改めて三会計の相互関係を再検討し、それぞれの会計基準の分離可能性を探る必要性があると指摘されている。

第5に、本邦企業の国際化への対応という問題がある。企業の資金調達国際化が進展している現在、海外からみた本邦企業の実態に関する透明性の確保や海外企業との財務内容の比較容易性が求められているほか、将来の本格的導入が検討されている国際会計基準（International Accounting Standards: IAS）への本邦企業の対応もいずれ必要となろうとの見方が強まっている。

以上のような問題提起を踏まえて、本論文では、最近実務界・学界等の間で議論されているわが国の金融関連の会計・税制上の制度的諸問題をできるだけ広範に取り上げ、整理するとともに、今後における改革の方向性を探ってみることとする。具体的には、まず、B.において、現行会計制度の枠組み（商法会計、証取法会計、税法会計の関係を含む）と銀行会計制度の特徴を整理する。次に、C.において、個別の論点として、時価主義会計の導入、オフバランス取引を巡る問題、およびこれらと関連の深いディスクロージャーの問題について検討し、続いて連結決算や貸倒引当金に関する問題について考察した後、最後に会計・税制の国際的調和について展望を試みることとする。

なお、本論文では、税制面での整理・検討に当たっては、主として金融関連の会計制度との関連性という観点からの整理にとどめ、税負担の水平的・垂直的公平性や徴税手法の簡素化といった税制独自の観点からの検討は行っていない。また、本論文で取り扱う論点は、主として銀行等に関連する会計・税制であるが、これらの論点は一般企業の会計・税制に関連する問題も少なくないため、必要に応じて一般企業関連の会計・税制についても言及することとしたい。

B．現状の金融関連の会計・税制の枠組み

1．現行会計制度の体系

(1) 会計制度を規定する商法、証取法、税法の関係

わが国における企業会計に関する基準を定める法規範の中心は、商法、証取法、税法であり、これらを補完する重要な慣習法として企業会計原則がある。

企業会計の主たる目的は、①経営者の受託責任遂行状況の明示、②処分可能利益（配当可能利益と課税所得）の計算、③投資意思決定情報の提供、等であるが、上記の法規範は、それぞれ規制の対象となる者（会計に利害関係を持つ者）が誰であるかによって、ルール策定基準が異なっている（第1表参照）。

すなわち、商法では、利害関係を持つ者として、利益配当の有無や株価の変動に関心を持つ株主、今後の予想株価収益率に基づいて投資しようとしている投資家、貸付資金の完全回収を図る債権者（社債権者も含む）、将来資金を貸し付けたり社債を購入しようとしている潜在的債権者を想定している。そして、①配当可能利益の計算方法を適正に定めて、現在および将来の株主間の利害の調整を図る

第1表 会計に関する法規範

	利害関係者	法規制の目的
商 法	株主、投資家、債権者	配当可能利益の算定 利害関係者に対する判断資料の提供
証 取 法	株主、投資家	(公開企業について) 投資意思決定に必要な情報の開示
税 法	国・地方公共団体 (徴税者)、 国民 (納税者)	国民の担税力に応じ公平かつ普遍的に課税すること

とともに、現在および将来の株主と現在の債権者との利害の調整を図ること、②現在の株主および将来の株主（投資家）、あるいは現在の債権者および将来の潜在的債権者に対して、それぞれ利害関係の判断資料を提供することを法目的としている。

一方、証取法では、利害関係を持つ者として株主と投資家を想定し、株式を公開し幅広く資金調達を行っている会社に対して、株主、投資家の意思決定に必要な情報を提供させることを目的としている。

これに対し、税法では、利害関係者として課税権の主体（徴税者）である国または地方公共団体と納税者である国民（法人を含む）を想定しており、国等の主要な財源調達手段として、国民の担税力に応じ公平かつ普遍的に課税を行うことを目的としている（蓮井ほか [1991]）。

このように、わが国では商法、証取法、税法がそれぞれ異なった目的を持って会計制度を規定しているが、実務においてはそれらが互いに影響を及ぼし合い、いわゆる「会計基準のトライアングル体制」が形成されている。

すなわち、税法では確定決算主義が採用されているため、株主総会等で確定された決算における利益、つまり商法会計上の利益に基づいて課税が行われている。一方、税法では課税における公平を図るため、損益金の算定

に関して細かい規定を置いている場合が多く、商法会計上の利益の算出においても、税法の規定に依存している面が少なくない。例えば、引当金の設定、長期工事の請負にかかる収益および費用の帰属年度、減価償却の期間決定、有価証券の評価方法の細目等に関して、商法会計、証取法会計は税法の規定に準じて運用されている。また、証取法上、上場会社に要求されている有価証券報告書等に関する財務諸表規則等は、本来の目的である投資家の意思決定のために情報提供を行うことについて利用者のニーズに十分応えているとは必ずしもいえず、商法会計、税法会計の規定に従っているとの見方が一般的である（神田 [1990]）。

(2) 財務会計と税務会計の分離の可能性

企業会計は、企業活動に伴う財務内容の変化を事後的に経理面から整理したり、企業活動の結果としての利益に課税する際の基準を与えると同時に、逆にこうした会計基準が企業や金融機関の行動にさまざまな影響を与えるという側面を持っている。このため、とくにわが国では、利益（課税基準額）の増減につながるような会計ルールの見直しは、関係者間のコンセンサスを得るための利害調整が容易でないことなどから、会計報告の真実性や情報開示の必要性を主たる理由とするだけでは検討がなかなか進展しにくいとみられて

いる。

こうした状況は、そもそも異なる目的を持って規定されているはずの各会計間の整合性や関連性を重視しすぎた結果といえなくもない。このため、ここで原点に立ち返って、異なる目的に対しては異なる会計基準を適用する、すなわち、財務会計（商法・証取法の規制による会計）と税務会計を明確に分離し、さらに配当可能利益の算定（商法）、情報開示の徹底（証取法）、課税基準額の算定（税法）といった本来の法目的に従って異なるルールを適用することの可能性を検討する価値はあるのではないかとの指摘がなされている（神田 [1990]）。それぞれの会計基準を分離すれば、例えば証取法会計上、情報開示の徹底を図るために、資産評価に当たって時価主義会計を広く取り入れるとか、オフバランス取引における未実現利益のうち、税法会計上の課税対象利益とはならない利益を商法会計では配当可能利益に算入するといった対応が可能となり、後述のような現行会計上の問題点の多くを比較的容易に解決・改善する道が拓けるかもしれない。また、他の先進諸国では一般的にわが国のような会計のトライアングル体制がとられておらず、複数会計報告が行われているということも、その主たる論拠となっている。

ただし、これに対しては、それぞれの会計を分離した場合、企業が複数の会計報告を策定することに伴って作業負担が増すことは免れないし、とくに、そのような負担は、会計スタッフ等が不足しがちな中小企業では深刻な問題であるため、実現可能性を考慮すれば、まず社会的な影響力が大きく、人材等の面でも比較的厚みがある大企業から先行的に対応してはどうかとの見方もありえよう。

2. 銀行会計制度の特徴

(1) 銀行会計制度の根拠法

銀行も商法上の株式会社であるため、商法の計算規定が適用されるほか、証取法、税法の適用対象となるが、記載事項、記載方法等については計算書類規則、財務諸表規則等よりも銀行法施行規則が優先して適用される（計算書類規則の特例に関する省令3条、財務諸表規則2条）ほか、決算経理基準についても大蔵省通達（昭和57.4.1付蔵銀901号「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」）により細目が定められている。

これまでの経緯をみると、1967年の統一経理基準策定までは、銀行会計に関しては健全経理が重視され、保守主義、現金主義の経理方式が採用されていたほか、公表利益の平準化が行われていた。しかし、67年以降は、収益および費用について発生主義が採られるなど、一般企業会計原則を尊重しつつも、銀行の公共性、社会的責任からくる監督の必要性という観点から、これを一部修正した銀行会計基準が策定されている。

一般企業会計との主な相違点は、①貸出金を貸倒引当金損失として損金処理する際に、専門知識を持つ大蔵省銀行局金融検査官の償却証明を要すること（一般企業では税務当局が認定する）、②上場有価証券の評価基準について、商品有価証券勘定のすべてと投資有価証券勘定の株式および転換社債について低価法が強制されていること（一般企業では上場有価証券についても原価法・低価法の選択が可能）、③営業用動産不動産の取得時に圧縮記帳が強制されていること（一般企業では圧縮記帳が可能な場合でも、これを選択しないことができる）、④不動産の減価償却額が税法基準の160%とされていること、⑤貸倒

引当金等をはじめとする諸引当金および諸準備金の繰入れが強制されていること、等である。

(2) 銀行会計の取扱い

現行の会計基準に関する後述のようなさまざまな問題は、一般企業会計よりも銀行会計の面で比較的顕著な問題として表れているとの指摘（弥永 [1992b]）にみられるように、銀行会計には次のような特徴があるといわれている。すなわち、銀行の債権者の多くは預金者としての一般国民（企業）であり、銀行会計が銀行の真の財務状況を正確に反映することは、金融システム全体の安定性確保と極めて関連性の高い問題である。また、監督当局が検査、考査、モニタリングを通じて銀行経営の正確な実態把握や適切な指導措置を講じるための前提条件としても、銀行会計が銀行の真の財務状況を表していることが重要であろう。さらに、金融国際化の進展に伴い、わが国の銀行等の海外市場におけるプレゼンスが活発化している中であって、国際的にもわが国の銀行会計の透明性・比較可能性を求める声が高まっている（ヴァンディベンター [1992]）。

したがって、一般企業会計基準の見直しもさることながら、銀行会計基準の見直しを早急に実施する必要性はかなり高いとの指摘が少なくない（弥永 [1992b]）。また、現行の銀行会計基準が前述のとおり計算書類規則、財務諸表規則によって包括的に銀行法施行規則に委ねられていることを考慮すれば、手続き上も、銀行法規則、通達の改正によって、銀行会計の改善を進めていく余地がないわけではないとみられている（小山 [1992]）。ただし、そうした改善措置を進めた結果、銀行会計が一般企業会計と比較して分かりづらい

ものとなり、そのことが銀行会計の明瞭性等を阻害するという事態を引き起こさないよう、オープンな場での議論を通じて幅広いコンセンサスを得つつ検討を深めるといった正当な手続き（デュー・プロセス）を踏むことが求められているといえよう。

なお、近年における金融自由化に伴い銀行以外の一般企業も金融取引を活発化させているが、これら一般企業の金融取引に関する会計上の取扱いと銀行会計上の取扱いが相違していると、一般企業と銀行間で取引条件の衡平が崩れたり、取引の成果に差が生じ、ひいては金融取引の効率性・安全性や金融市場の発展を阻害する恐れがあることには留意する必要がある。少なくとも同種の金融取引に関する銀行会計上の取扱基準と企業会計上の取扱基準との平仄については十分配慮する必要があるであろう。

また、銀行会計基準の見直しに当たっては、立法や行政による制度的な対応が難しい場合には、業界として自主的に対応するという方法も有効であろう。ただ、こうした対応については、結果的に業態間での取組姿勢に違いが生ずる可能性がある点には、十分留意する必要があるであろう。

C. 現行の会計・税制上の問題点

1. 時価主義会計導入の検討

(1) 現行の資産評価基準とその問題点

イ. わが国の現状

わが国では、商法上、資産の評価に当たって、合理的な原価配分を行って評価の恣意性を排除するとともに未実現利益の計上を禁止して経理の健全性を保つ等の理由から、原則として取得原価（購入費用などの付随費用を含む）を基準とする「取得原価主義」が採用

Ⅱ．導入報告論文

第2表 銀行の有価証券評価基準

商 品 有価証券	取引所に上場……………低価法	
	上記以外……………原価法または低価法	
投 資 有価証券	取引所に上場 (子会社の株式を除く)	国債その他の債券…原価法または低価法
		上記以外(株式、転換社債等) …低価法
	子会社の株式……………原価法	
	上記以外……………原価法	

されており、時価や実質価額が著しく下落したり、その他相当の理由がある場合等には、時価が回復する見込みのある場合を除き、時価での評価または相当額の減額が強制される扱いとなっている。なお、流動資産および取引所の相場のある社債・株式（子会社の株式を除く）については、代替方法として、時価または取得原価のうち低い方を基準とする「低価法」を選択することが認められている。

銀行会計についても、基本的には上記の評価基準が用いられるが、有価証券については、決算経理基準により次のように定められている（第2表参照）。すなわち、商品有価証券のうち、取引所上場証券には低価法が義務付けられるが、その他については原価法と低価法のいずれかを選択しうる扱いとなっている。一方、投資有価証券については、取引所上場証券のうち国債その他の債券（転換社債を除く）は原価法または低価法のいずれかを選択しうるが、株式（子会社の株式を除く）、転換社債等は低価法、子会社の株式および非上場債券は原価法により評価する扱いとなっている。

ロ．諸外国の現状

(イ) 米国

米国では、有価証券のうち市場性ある持分有価証券の評価は、銘柄別の個別評価法ではなく、流動区分・非流動区分ごとにそれぞれ総額について低価法が採用されている。その際、流動区分の有価証券の評価損益は全体の損益に反映するが、非流動区分の評価損益は損益には反映せず、評価引当金は資本勘定において処理されている。一方、その他の有価証券の評価については統一的な基準は設定されておらず、原価法、銘柄別低価法、ポートフォリオによる一括低価法等の適用が認められている。なお、銀行会計においては、トレーディング勘定の債券は時価評価、投資勘定の債券は原価評価されており、固定資産は取得原価評価となっている。

ところで、米国では、最近、時価主義会計への移行が急ピッチで進められている。すなわち、1980年代のS & L (Savings and Loan Association、貯蓄貸付組合)の破綻急増後、投資目的保有の有価証券が原価法で評価されることを利用した収益操作（含み益の発生し

ている有価証券を売却する一方、含み損を抱えている債券を取得原価により保有し続ける行為)を行ったことが、S & Lの体力を消耗させただけでなく、監督当局の対応を遅らせることにつながったとの反省から、時価主義を広げようとする動きが強まっている。

—— 具体的には、1992年12月期決算(総資産150万ドル未満の企業は95年12月期決算)より、SFAS (Statements of Financial Accounting Standards、財務会計基準書)第107号によってすべての金融商品に関する時価情報のディスクロージャーが義務付けられることになった。また、93年6月には、有価証券を3つのカテゴリー(①売買目的証券、②売買可能証券、③満期まで保有する意思と能力を有する有価証券)に分類し、そのうち例外的な③のカテゴリーを除くすべての有価証券を時価評価の対象とするSFAS第115号が正式発表され、94年から適用されることとなった。

(ロ) その他の諸国

英国においては、資産の大部分について原価法のほか市場価格による評価が認められており、上場有価証券は時価、非上場有価証券は取締役の見積額により評価されている。

フランスにおいては、有価証券は低価法で評価され、時価としては上場有価証券は決算期最終月の平均相場、非上場有価証券は見積売却価値による評価が採用されている。流動区分の有価証券は取得価額の総額と時価総額について低価法が適用される場合があるが、非流動区分の有価証券は個別銘柄について判断される。固定資産については取得原価が原則であるが、時価による再評価が認められている。

ドイツにおいては、流動区分の有価証券は低価法、非流動区分の有価証券は取得原価により評価されるが、後者については実質価値が減少した場合には評価替えをしてもよいこととなっている。固定資産については、取得原価で評価されている(Coopers & Lybrand [1991]、中川 [1988])。

ハ. 取得原価主義の問題点

前述のように、わが国の会計基準は、部分的には低価法を容認しつつ、原則として取得原価主義が採用されているため、最近では簿価と時価の大幅な乖離により次のような問題が生じていると指摘されている(伊藤[1990]、田中[1991])。

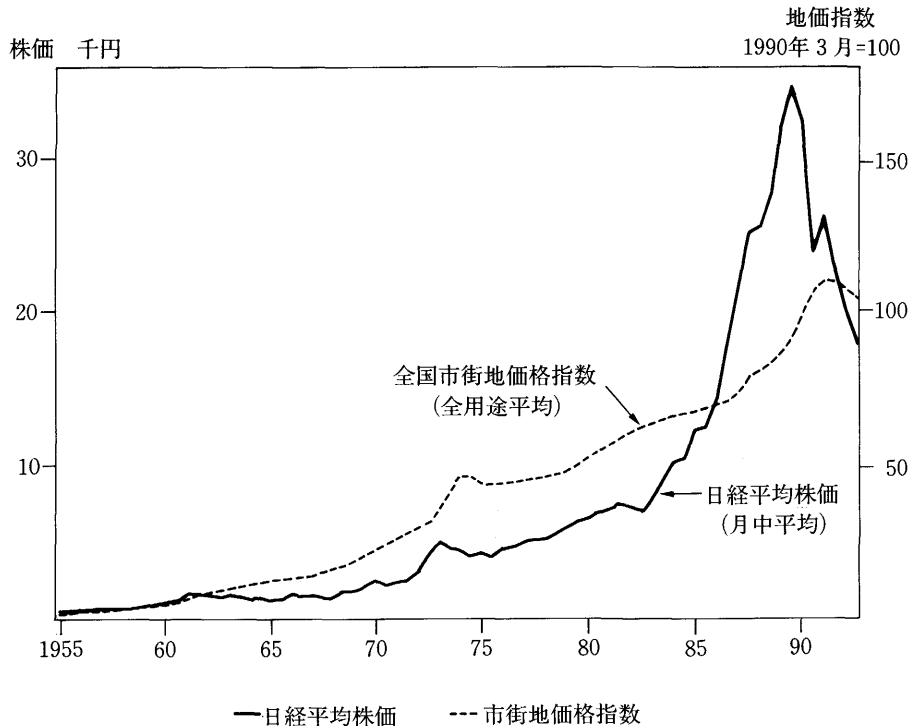
- ① わが国では土地、株式の価格が、第1図に示されているように、長い目でみれば大幅に上昇しているため、いわゆる老舗企業等では保有土地や株式の簿価と時価の間にかなりの差があり、簿外に膨大な含み益を抱えているとみられる。
- ② 有価証券が原価法もしくは低価法で評価されているため、簿外の含み益を実現することにより、利益を増加させることが可能である。

—— このため、株価低下局面においては、銀行等の低価法採用企業では株式等償却額が増加して利益が減少するが、これらの企業が利益の減少をカバーするために株式売却による含み益の吐出しを行うと、それに伴い株価の下落に一段と拍車をかけることになるといわれている。

- ③ 含み損の表面化を避けるため、低価法での計上や時価情報の開示が強制される上場債券を時価よりも高い価格(例えば簿価)で売り、代わりに非上場債券を実勢よりも

Ⅱ．導入報告論文

第1図 株価と地価の推移 (1955～92年、3・9月の計数)



(出所) 全国市街地価格指数：日本不動産研究所

高い価格で買うという単価調整による入替商い等を行う企業もありうる。こうした取引は、売買価格が市場価格と乖離しているということに加え、流動性や信用リスクの観点を無視したかたちでの非上場債券（私募債、縁故地方債等）に対するニーズを惹起する等、マーケットに歪みをもたらす要因となる。

—— また、この入替商いを行った後は、多額の含み損の発生している非上場債券を抱え込むこととなり、資産内容の悪化が表面に表れないという、ディスクロージャーの面での問題も生じうる。

このように、わが国では企業の財務内容が

正確に貸借対照表に表されていないため、債権者にとっては会社財産が毀損されているかどうかの実態把握ができないほか、株主、投資家にとっては企業の実力を過大・過小評価してしまう可能性がある。また、企業や銀行等が決算内容を実態以上に良く（あるいは悪く）みせるための操作を行うひとつの誘因となりかねないように窺われる。

(2) 取得原価主義会計の再検討と時価主義会計導入の是非

イ．取得原価主義会計の再検討

わが国において、1962年の商法改正により、それまでの時価以下主義（貸借対照表における資産評価額について時価を最高限度とする方法）に代わって取得原価主義会計が導入さ

れた根拠としては、①会計学上、「損益法」の立場から、より正確な期間損益の算定のために望ましい基準であるとされたこと、②評価の恣意性を排除し、検証可能性を高めるためには有効であるとされたこと、③未実現利益の計上を禁止して経理の健全性を保つために効果的であるとされたこと、等が挙げられている（蓮井ほか [1991]）。

—— 「損益法」とは、正式の取引記録に基づく収益と費用を基に期中損益を算出する方法で、取得原価主義会計に馴染みやすい。これに対し、期首・期末における資本の増減により損益を計算する方法を「財産法」という。

もっとも、これらの根拠に対しては、以下のような問題点が指摘されている（弥永 [1990]）。まず、上記①については、現在の商法会計は必ずしも純粋な「損益法」ではなく、一部の資産の評価基準として低価主義を認めたり、場合によっては時価評価を強制するなど、「財産法」的手法を残しており、会計情報の拡充という観点から他の評価基準を採用することを全く否定するものではない。また、上記②については、客観性、検証可能性の点で取得原価が優れていることは否定できないが、市場で客観的時価評価が可能な資産までも取得原価で評価しなければならない必然性はないとみられるほか、取得原価以外の客観的な測定方法を整備していくことは必ずしも不可能ではない。上記③の未実現利益計上の禁止は、そもそも配当・課税により評価益が社外流出することは避けることが望ましいとの考え方にに基づくものであるが、いつでも処分できる金融資産等について、あくまでもその評価益を実現利益と峻別することが適当かどうかについては、疑問の余地がある

し、含み損がある場合には、企業が実力以上の過大配当を行う可能性がある点で問題があるろう。

ロ．時価主義会計のメリット・デメリット

時価主義会計のメリットとしては、①債権者や株主、投資家にとっては、企業の資産価値をより正確に見積もることが可能となり、自己責任に基づく判断が容易となること、②企業経営者にとっても、自社の資産価値がより正確に把握・公表されることになるため、マネジメントの有効性・透明性に一層注力するようになること、③含み損益の実現時点を選択することにより表面利益を意図的に増減させるといった行動を企業が抑制せざるをえなくなり、そのような利益操作の抑制により、前述のような市場取引における歪みの是正が可能となること、等が挙げられている。

一方、時価主義会計のデメリットとしては、①実施上の困難として、時価算定が必ずしも容易ではなく、また時価を得るためのコストがかかること、②取得原価主義会計の場合と比べて、利益の振れが短期的には大きくなる可能性があり、その場合利害関係者にとって一時点における会計情報が見方によってはミスリーディングなものとなる惧れがあること、といった点が挙げられている。

ただし、デメリットの①については、市場価格により時価が容易に得られない資産に時価主義会計を導入する場合には、何らかの客観的な基準を設けることによって対応する方法もありうるし（ただし、その基準作りが難しい資産も残るであろう）、また、時価を算定するコストがかかるという点については、その対象を大企業に限定すればよいのではないかといった議論もありえよう。

一方、デメリットの②については、時価評

Ⅱ．導入報告論文

価により利益に振れが生じること自体、利害関係者にとっては情報価値があるとの見方があるほか、利益変動の背景や要因に関する情報を併せて開示すれば、利害関係者の判断に資するとの意見もある（弥永 [1990]）。

ロ．評価損益の会計上の取扱い

わが国において時価主義会計を導入する場合、現在の取得原価主義の原則を修正することになるため、現状では財務諸表上に計上されていない評価損益の会計上の取扱いが問題となる。

すなわち、評価損益を配当可能利益（損失）に算入すべきかどうかについては、時価主義会計により算定された利益がより企業の実態に近いものであるとの観点から、これを肯定する見解もありえようが、一方、時価はあくまで測定されたものであり、実際に資産を処分した価格ではないこと等を考慮すれば、未実現の評価益をすべて配当可能として社外流出することは好ましくないとの見方が有力である（斎藤静樹 [1988]）。

配当可能としてよいか否かについて検討する場合には、容易に換価しうることが確実であるような資産（例えば市場性のある有価証券等）か否かということが、重要なポイントとなると思われる（醍醐 [1990]）。ただし、評価損については、実質的な資産が目減りしている状態にある以上、会社財産の健全性の維持という保守主義的観点からは、損失として算入するのが適当であろう。また、利益を現状のような「配当可能利益（損失）」のみではなく、「評価損益を含んだ利益（損失）」との2本建てで表示することも考えられよう。

評価損益の課税対象利益（損失）への算入についても、配当可能利益（損失）への算入と同様に考えることができよう。

なお、証取法が投資家等に対する情報提供を第1の目的としていることや、証取法には資産の評価基準についての規定がないことを考慮すると、証取法会計にのみ時価主義会計を導入するという方法も考えられるが、その場合には、商法上の配当可能利益や税法上の課税対象利益とは異なる証取法利益が株主、投資家向けに開示されることとなろう（弥永 [1992a]）。

ハ．時価評価の対象

株主や投資家への情報開示という面からは、すべての資産を時価評価の対象とすることも考えられるが、その場合、現状の原則を大幅に変えざるをえないことや、時価の算定が困難な資産も少なくないこと、企業にとっては時価評価の負担が小さくないこと等を考慮すれば、とくに取得原価評価による弊害が大きいものについて時価主義会計の導入を検討していくのが適当との見方が有力である（弥永 [1990]）。

（イ）有価証券

まず、有価証券の評価基準については、①短期、長期の保有目的に応じて区分し、短期保有目的の有価証券のみ時価評価とする、②市場性の有無で区分し、市場性のある有価証券のみ時価評価とする、③株式は原則として時価評価とするが、子会社の株式については取得原価とする、等の区分がありうる。

①の保有目的による区分については、確かに長期保有目的の資産には持合い株式等、時価評価の必要性が低い資産も存在するが、一般論としては、客観性の確保に問題があること、およびその有価証券の客観的価値や会社財産における重要性は保有目的によって変わりはないとみられることか

ら、これにより区分することは必ずしも適当ではないとの考え方もありえよう。また、投資有価証券として長期保有されている株式の価格変動により、企業財務の健全性が影響を受けている点には留意する必要があるとみられている（白鳥 [1990]）。

②の市場性の有無による区分は、市場性のない有価証券の時価評価には客観性が担保されないことや、そのような有価証券は換価可能性が低いことから、基本的には支持できるとの見方が多いが、市場性のない有価証券といっても、単に非上場証券のことをいうのか、第3セクターの株式等事実上換価可能性がないものをいうのか等、捉え方がまちまちであるため、関係者のコンセンサスが得られるような客観的な基準を定めることができるかどうかが重要であろう（因みに、米国の SFAS 第107号は市場性のない金融商品についても、同種商品の市場価格や、試算に基づく内部管理上の推計時価等により、“fair value”を開示することを求めている）。

③の子会社の株式について別扱いする理由は、子会社株式は通常売却が予定されていないため、評価益の計上は望ましくないということであるが、子会社の財務内容悪化が親会社の持分に反映される方がよいとすれば、子会社資産を時価評価した上で持分法を適用するか、低価法を採用するかのいずれかが望ましいからであるとされている（醍醐 [1989]）。

(ロ) 土地

有形固定資産、とくに非償却資産である土地については、①時価評価の客観的基準がないこと、②長期的に保有されるため、時価情報の意義が薄いこと、③とくに営業

に供している土地については、企業にとっては時価ではなく使用価値の意義しかないこと、等を理由に時価評価を否定する主張が強いように窺われる（斎藤 [1991]）。

もっとも、最近では、土地の時価評価の意義を認めつつ、少なくとも土地の時価情報は開示する必要があるとの見方（弥永 [1990]）も増えてきている。その論拠としては、①不動産鑑定士の鑑定や地価税標準額等、何らかの客観的基準により時価評価することは可能であること、②時価情報の意義については、むしろ時価評価された資産価値こそが企業の体力の実態を表しており、企業の資金調達力と密接に結び付いている（換言すれば、時価情報がない状況の下では投資家が企業の含み益を過大・過小評価する可能性がある）とみれば、客観的に評価する意義はあること、③企業にとっての使用価値は取得原価ではなく、むしろ時価に近いと考えられること、等の点が指摘されている。

一方、現在のような時価と簿価の大幅な乖離は問題ではあるが、毎年の評価替えは負担が大きいこと、急激な地価の変動がない限り有価証券のような市場性資産ほどには毎年の評価替えの必要性は高くないこと、流動性の面から評価益の配当可能利益への算入には問題があること等から、土地等の有形固定資産についてはむしろ後述の資産再評価等の方が馴染みやすいのではないかという意見もある（伊藤 [1990]）。

そのほか、オプション、スワップ等のオフバランス取引については、正確な期間損益把握のために時価主義会計の導入が重要であるとの見方が最近では強まっている（詳細はC. 2. 参照）。

Ⅱ．導入報告論文

(3) 資産再評価の検討

イ．資産再評価とは何か

資産再評価とは、取得原価主義の下で資産価格が大幅に上昇して、簿価と時価が乖離した場合に、実勢を反映させるために簿価を引き上げて時価と見合うように調整する会計手法である。わが国では、戦後において大規模な資産再評価が3回行われており（第3表参照）、また、1970年代にもインフレ会計導入との関連で資産再評価の実施について議論されたことがある。

もっとも、これまでに実際に行われた資産再評価の目的は、減価償却資産について物価の上昇に伴う償却不足を解消し、併せて資本を充実することにより会社財産の健全化を図ることとされ、土地のような非償却性固定資産についてはほとんど実施されなかった。

前述したように、最近におけるわが国企業の貸借対照表は、土地等の簿価が時価を大き

く下回っているため、企業の実態から乖離したものとなっている。こうした歪みを是正するためには、時価主義会計の導入が直截的な対応手段となろうが、これをとらないまでも、取得原価主義を維持したまま資産再評価を行い、貸借対照表の数字を少しでも実態に近づけることが望ましいとの意見が一部にある。これは、例えば土地については、時価評価の負担が大きいことや、本来は年々の価格変動の程度が低い資産であることから、毎年の評価替えに馴染みにくい面があるため、資産再評価により貸借対照表の修正を図る方がよいとの考え方である（伊藤 [1990]）。

資産再評価の効果としては、これまで貸借対照表上で過小表示されていた資産価値がオンバランス化し、貸借対照表上の財務内容が改善されることから、ファイナンス能力の向上につながるなどの点が挙げられている。また、再評価益を自己資本に組み入れることが

第3表 わが国における資産再評価の概要

第1次 ＜1950年＞	・ 資産再評価法による任意の再評価 ・ 対象は減価償却資産、土地、株式 ・ 再評価税は6%（分納、納税延期措置あり）
第2次 ＜1951年＞	・ 資産再評価法改正、資本組入法 ^(注1) による任意の再評価 ・ 対象は減価償却資産、土地 ・ 再評価税は6%（分納、納税延期措置あり）
第3次 ＜1953、54年＞	・ 資産再評価法改正、資本充実法 ^(注2) による再評価（一部の企業には強制。なお、1957年の「中小企業の資産再評価の特例に関する法律」により、それまで一定以上再評価を行っていなかった中小企業に対し再評価を強制） ・ 対象は減価償却資産、土地（減価償却資産のみ強制） ・ 再評価税は6%（分納、納税延期措置あり、強制分について軽減措置あり）

(注) 1. 資本組入法……「株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律」

2. 資本充実法……「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」

できれば、自己資本比率の向上に資するという効果も指摘されている（醍醐 [1993]）。

もっとも、資産再評価の実施に当たっては、後述のような会計上、税法上の問題や再評価価格の判断基準について十分な検討が必要であるほか、仮に資産再評価の実施を各企業の任意とすれば、資産再評価を導入しても、直ちにすべての企業の財務諸表が実態を表すことにはつながらない点には留意する必要がある。また、英国で実施されている資産再評価制度では、数年ごとに外部の鑑定人による再評価価額の鑑定が義務付けられており、わが国でも貸借対照表の真实性確保の面から、1回だけでなく継続的に再評価を行っていくとすれば、これに伴う企業の負担が軽くないことにも留意する必要がある。

ロ. 資産再評価実施に際しての課題

わが国において今後資産再評価を実施する場合には、以下のような会計上、税法上の問題や立法手当てなどについて十分な検討が必要であると指摘されている（弥永 [1992c]）。

(イ) 評価益の会計処理

資産再評価後の評価益の会計処理については、過去の例のように、再評価積立金として資本の部の準備金に積み立てる方法が考えられる。資本としての再評価積立金は取締役会の決議により資本への組入れが可能であるほか、組入額について新株を発行し株主に交付（無償交付）したり、組入額を発行価額の一部に充当し、残額を新たに引受人に払い込ませて新株を発行すること（抱合せ増資）が可能とされている。

(ロ) 税法上の取扱い

過去の資産再評価実施時には、前述のように償却資産中心に再評価が行われたことから、減価償却増による法人税の減少をカバー

するため、再評価益に対し税率6%の再評価税が課税された。もっとも、今後資産再評価を実施する場合には、資産の評価益は所得金額の算定上、益金には算入しないという原則（法人税法25条）があることや、地価上昇による資産価値の増加に対しては地価税負担等がすでに課されていることなどから、再評価益には課税しないという方法もありえよう。例えば、再評価を行った時点では財務会計上は簿価を引き上げるが、税務会計上は再評価前の簿価を据え置いて評価益を計上せず、その後、土地を売却した際に、従来の簿価と売却価額との差額を税法会計上の売却益として計上し、これに課税するという方法がその一例である。ただし、このような取扱いは、現行の確定決算主義の一部修正を伴うことになる。

—— 再評価実施時点で再評価税を支払って税務会計上も簿価を引き上げる方法が採られるとすると、再評価後に資産を売却する場合と、再評価せずに資産を売却する場合とで売却益に対する譲渡税が著しく異なることとなり、不公平を招く可能性がある。

(ハ) 立法手当て

資産再評価を実施するためには、商法の取得原価主義に基づいて記帳されている簿価の修正が必要であり、計算書類、財務諸表に反映するためには、何らかの立法手当て（商法改正、資産再評価法の改正、特定の業法の改正等）が必要であろう。なお、まず情報開示を充実させることを優先させるとすれば、財務諸表規則等に規定することにより、証取法会計のみに導入するという方法もありえよう。

II. 導入報告論文

2. オフバランス取引を巡る諸問題

(1) オフバランス取引の会計基準・開示の現状 イ. わが国の現状

オフバランス取引は、オンバランス取引と比較して取引コストが低いことに加え、最近における金融分野での技術革新や法律・税制面での規制緩和により新商品の開発・普及が進んだこと、BIS規制の下でオフバランス取引のリスク・アセットが類似のオンバランス取引に比べて小さく算定されていること等から、近年飛躍的な拡大をみている（第4表(a) (b) 参照）。

こうしたオフバランス取引の会計処理およびディスクロージャーに関する基準は第5表のとおりであるが、わが国では銀行の外為関連のオフバランス取引についてのみ統一的な基準¹⁾（以下「新外為経理基準」と呼ぶ）が策定されており、外貨の換算というかたちで時価主義が採り入れられている点が特徴である。また、スワップについては開示基準がなく、自主的開示に委ねられている。

以下、主な取引ごとに会計処理およびディスクロージャーの扱いを整理すると、次のようになる（小宮山 [1990]、日本公認会計士協会東京会 [1992]）。

(イ) 先物（フューチャー）取引

先物取引の会計処理については、先物契約成立時に売・買建て額はオフバランスとして処理され、取引証拠金、委託証拠金等を現金で差し入れた場合は、貸借対照表上に計上される（なお、証拠金として代用有価証券を用いた場合、受託取引では計上されるが、自己取引では計上されない）。

損益認識の基準には、「決済基準」と「値洗基準（時価主義）」がある。「決済基準」とは先物相場の変動に基づく値洗差額を当該先物取引の決済時に損益として認識する基準であり、この場合、契約時、先物相場の変動時および決算時においては先物損益の認識は一切行われず、反対売買による差金決済時に初めて先物損益が認識される。これに対し、「値洗基準」とは先物相場の変動に基づく値

第4表(a) オフバランス取引の市場規模

(単位：10億米ドル)

	1986年	1987	1988	1989	1990	1991
年末想定元本残高	1,083	1,592	2,630	4,164	5,735	7,967
取引所取引	583	725	1,300	1,762	2,284	3,518
店頭取引	500	867	1,330	2,402	3,451	4,449

第4表(b) 主要国の主な銀行のインターバンク資産に占める
オンバランス・オフバランス資産比率

(1990年末、単位：%)

	日本	米国	英国	ドイツ	イタリア	カナダ	オランダ	ベルギー	スウェーデン
オンバランス資産	73.5	53.5	70.0	90.2	86.8	73.5	88.8	95.7	75.2
オフバランス資産	26.5	46.5	30.0	9.8	13.2	26.5	11.2	7.3	24.8

(出所) BIS [1992]

1) 平成2.3.30付大蔵省銀行局事務連絡「外国為替公認銀行における外貨建資産等及び通貨オプション取引の経理処理について」によって示されたもの。現在では、通達等の整理・統合により、昭和57.4.1付大蔵省銀行局事務連絡「普通銀行の業務運営に関する基本事項に係る留意事項等について」に吸収されている。

洗差額を、値洗いのつど損益として認識する方法である。

銀行に対しては、通貨先物については新外為経理基準により値洗基準が採用されているが、金利先物等では決済基準により損益認識がなされている。一方、一般企業に対しては、通貨先物、金利先物ともに決済基準が採用されている。

ディスクロージャーについては、銀行の通貨先物では値洗基準により財務諸表上で損益状況が開示されている。その他の先物取引についても、銀行、一般企業ともに大蔵省通達（平成2.12.25付蔵証2318号「市場性ある有価証券及び先物・オプション取引等の時価情報の開示について」〈第5表の注3参照〉）により時価が開示されている。

(ロ) オプション取引

オプション取引の会計処理に関しては、オプション料の計上方法およびその評価方法がポイントになる。オプション料は、その受払日に、支払いの場合は資産として、受取りの場合は負債として、それぞれ計上されている。

オプション料の評価方法は、銀行の場合、通貨オプションでは、新外為経理基準に基づき決算日にオプション料を実勢価格に引き直した上で損益が認識されている（すなわち、時価主義が採用されている）が、金利オプションでは、損益は反対売買時または期限到来による権利行使日に認識されている。

一般企業の場合、通貨オプション、金利オプションとも銀行の金利オプションと同様の取扱いがなされている。

ディスクロージャーに関しては、銀行、一般企業の場合とも、上場オプションについてのみ、オプション料の貸借対照表計上額、およびこれに対応する決算時の時価ならびにそ

の差額としての差損益が、種類ごとに売建て・買建て別、コール・プット別の開示されることとなっている。

(ハ) スワップ取引

銀行のスワップ取引の会計処理については、通貨スワップ、金利スワップとも発生主義（期間計算）が採用されており、時価主義は導入されていない。すなわち、交換利息相当額について期間計算した上、未収額と未払額は個別に相殺し、「未収収益（未払費用）」に計上されている（スワップの想定元本については貸借対照表上に表示されない）。損益についても、交換利息相当額を期間計算の上、個別に相殺した差額が計上されている。

一般企業については、日本公認会計士協会の会計制度委員会研究報告第3号「通貨スワップの会計処理」（1987年7月）が期間計算を中心としたスワップの会計処理を示しているものの、確たる会計基準がなく、実務では通貨スワップを長期先物為替予約として処理するケースが多いといわれている。この場合、為替予約に伴う差損益は決済日までに期間配分することとなっている。

スワップのディスクロージャーに関しては、基本的には上記の貸借対照表、損益計算書に計上される範囲のディスクロージャーとなる。なお、前述の研究報告第3号では、原債務の債権者とスワップ債務の債権者が異なる場合には、スワップ前の原債務も法律上は最終期限まで消滅しないことから、相手方がデフォルトに陥った場合のことを考慮して、原債務を偶発債務として貸借対照表、損益計算書に注記を行う方法を示している。

以上について、評価基準などをまとめたのが第6表である。

Ⅱ．導入報告論文

第5表 オフバランス取引の会計処理等に関する根拠通達等^(注1)

(無印は銀行のみが対象、アンダーラインは一般企業が対象)

	通 貨	金 利	証 券
先 物 (フューチャー)	○新外為経理基準	○先物取引及びオプション取引に係る経理処理について ^(注2) (銀行局事務連絡、89年7月、90年3月改正)	○債券先物取引の会計処理 (日本公認会計士協会、85年10月)
開示基準	○市場性ある有価証券及び先物・オプション取引等の時価情報の開示について ^(注3) (90年12月) ○先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について (第一部) (企業会計審議会、90年5月)		
オプション	○新外為経理基準	○先物取引及びオプション取引に係る経理処理について ^(注2) (銀行局事務連絡、89年7月、90年3月改正)	
開示基準	○市場性ある有価証券及び先物・オプション取引等の時価情報の開示について ^(注3) (90年12月) ○先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について (第一部) (企業会計審議会、90年5月)		
スワップ	○新外為経理基準	通貨スワップと同様の旨の 全銀協通達 (90年3月)	—
開示基準	—	—	—

(注) 1. このほか、規範性はないものの実務の指針となる研究報告等として次のようなものがある。

○日本公認会計士協会の会計制度委員会研究報告第3号「通貨スワップの会計処理」(87年7月)、同第4号「通貨オプション取引の企業側における会計処理と表示」(88年4月)

○企業会計審議会の「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について (第二部)」(90年5月)

○企業財務制度研究会の「オプション取引会計基準形成に向けての調査研究」(92年7月)

2. 現在は、通達等の整理・統合により、昭和57.4.1付大蔵省銀行局事務連絡「普通銀行の業務運営に関する基本事項に係る留意事項等について」に吸収されている。

3. 現在は、通達等の整理・統合により、平成4.7.20付蔵証第1002号「企業内容等の開示に関する取扱通達」に吸収されている。

第6表 オフバランス取引の評価基準

		銀 行		一 般 企 業	
		会 計 処 理	開 示	会 計 処 理	開 示
先 物	通 貨	値洗基準 (時価主義)	値洗基準 (時価主義)	決済基準	時価主義
	金 利	決済基準	時価主義	決済基準	時価主義
オ プ シ ョ ン	通 貨	時価主義	時価主義 ^(注)	決済基準	時価主義 ^(注)
	金 利	決済基準	時価主義	決済基準	時価主義
スワップ	通 貨	発生主義	基準なし	基準なし	
	金 利	発生主義	基準なし	基準なし	

(注) オプションの時価開示は上場オプションのみ。

ロ. 諸外国の現状

米国、英国、フランスにおける現状（第7表参照）をみると、特徴的なことは、オフバランス取引の会計処理の方法が利用目的（スペキュレーションかヘッジか）により異なるということである。すなわち、原則として、スペキュレーション目的の場合は時価評価して損益認識するのに対し、ヘッジ目的の場合はヘッジ対象取引の会計方法に合わせた会計方法がとられている。

「ヘッジ会計」（後述）を適用するための要件は、リスクの存在、ヘッジの意図、リスクの減少（ヘッジの実効性）、ヘッジ商品・取引の高い相関性等とされている。英国では、このうち、ヘッジの意図が最も重視されているほか、フランスではヘッジ会計について高い相関性が要件とされていないなど、国によって若干の違いはみられる。

なお、ドイツでは先物、オプションについてはすべて（たとえヘッジ目的で取引を行った場合でも）時価で評価しており、未実現損失にはフランス同様に引当金を計上しているが、スワップについては部分的にヘッジ会計を採用している（国際金融情報センター[1992a]）。

(2) オフバランス取引の会計上の問題点

イ. 会計上の問題点

わが国では、オフバランス取引の会計処理上、以下のような問題があると一般に指摘されている（小宮山[1990]、田中[1988]）。

① 先物、スワップ、オプションといったオフバランス取引は、価格が時々刻々変動する金融商品等が対象であることや、貸借対照表上には取引実態が表れないことから、期間損益を正しく認識するためには時価評価が必要であるが、時価主義会計は部分的な導入にとどまっている（時価主義会計導入の問題）。

—— なお、オフバランス取引に時価主義会計を導入する場合には、オフバランス取引のうちオンバランス取引のヘッジについて、対応するオン・オフ両取引の損益認識時期のズレが生じる可能性があり、これを解決する方法として「ヘッジ会計」（後述）の問題を検討する必要性もあろう。

② オフバランスの取引商品は、商品の組合せ・応用範囲が広く、取引自体が複雑であるため、その取引自体のリスク評価が困難であるほか、個々のリスクが組み合わされ

Ⅱ．導入報告論文

第7表 銀行のオフバランス取引に関する会計処理の各国比較

	先 物	オプション	スワップ
日 本	・ヘッジ会計は導入せず ・通貨先物は時価評価 ・金利先物は決済時点で損益を認識	・ヘッジ会計は導入せず ・オプション料はB/S（貸借対照表）に計上 ・通貨オプションは時価評価 ・金利オプションは決済時点で損益を認識	・ヘッジ会計は導入せず ・発生主義で損益を期間配分（時価評価せず）
米 国	・投機（スペキュレーション）目的のものは時価評価 ・ヘッジ目的のものはヘッジ対象と同じ方法で処理し、損益を繰延べ	・オプション料はB/Sに計上 ・投機目的のものはオプション料を時価評価 ・ヘッジ目的のものは原則として繰延べ（買オプションの時間的価値は期間償却）	・投機目的のものは時価評価 ・ヘッジ目的のものは発生主義で損益を期間配分
英 国	米国と同様	米国と同様	米国と同様
フ ラ ン ス	・投機目的のものは時価評価するが、未実現利益は計上せず、未実現損失のみ引当金を積むかたちで計上 ・ヘッジ目的のものはヘッジ対象と同じ方法で処理し、損益を繰延べ	・オプション料はB/Sに計上 ・投機目的のものはオプション料を時価評価するが、未実現利益は計上せず、未実現損失のみ引当金を積む ・ヘッジ目的のものはヘッジ対象と同じ方法で処理し、損益を繰延べ	・投機目的のものは時価評価 ・未実現利益は計上せず、未実現損失のみ引当金を積む ・ヘッジ目的のものはヘッジ対象と同じ方法で処理し、損益を繰延べ ・マクロヘッジ目的のものは発生主義
ド イ ツ	・ヘッジ会計は導入せず ・時価評価 ・未実現利益は計上せず、未実現損失のみ引当金を積む	・ヘッジ会計は導入せず ・オプション料はB/Sに計上 ・時価評価 ・未実現利益は計上せず、未実現損失のみ引当金を積むかたちで計上	・投機目的のものは時価評価し、未実現損失のみ引当金を積むかたちで計上 ・ヘッジ目的のものは相手方が存在する限り評価しない

（出所）国際金融情報センター [1992a]

ることによりオン・オフ合わせた銀行全体としてのリスク把握が難しくなっている。

- ③ オフバランス取引の会計処理、ディスクロージャーに関する統一的な考え方や基準がないため、取引全体の実態把握が難しい。

このように、オフバランス取引の拡大に伴い、銀行全体の損益やリスク、ひいては銀行の経営実態が従来の伝統的な会計方法では把握できないという状況が生じており、オフバランス取引が量・質ともにますます拡大し続ける中であって、その損益やリスクの実態に応じた統一的な会計基準を構築することが喫緊の課題とされている。また、オフバランス取引はその性格上、貸借対照表や損益計算書への計上には限界があることや、会計基準策定までには多くの検討すべき問題があることを勘案すると、まず情報開示を進めることにより財務諸表を補完していくことが必要との意見が多い (BIS [1992])。

ロ. 時価主義会計導入の必要性

前述のように、わが国ではオフバランス取引における会計基準についても実現主義、取得原価主義が原則として適用されており、時価主義は新外為経理基準により銀行の通貨先物、通貨オプションのみに適用されることとなっている。しかしながら、実現主義ではオフバランス取引の決済が行われた時に初めて損益として認識されるため、未決済の段階では、リスク状況や含み損益については貸借対照表や損益計算書には反映されず、正確な取引実態が財務諸表からは把握できないという問題がある。なお、銀行内部では内部管理のため時価主義会計を採用している先が多いといわれているが、そうした内部管理利益と企業としての公表利益に反映されたオフバランス取引関係の利益とが大幅に乖離すること

も問題であるとの見方もある (日本銀行 [1993])。

また、オフバランス取引に時価主義が導入されていないことが、市場の健全な発展に悪影響を与えていると指摘されている。例えば、スワップ市場では通常各参加者が信用リスク管理の観点から取引相手ごとに取引限度額を設定しており、各参加者が状況に応じて既契約分を中途解約し取引限度額の余裕枠を確保することが、取引の活発化の上で重要であるとされているが、時価主義を採用している米銀等では、中途解約するかどうかにより収益には影響がないのに対し、わが国の会計基準ではスワップ取引に時価主義が導入されておらず、中途解約しなければ含み損益やリスクを表面化させないで済むため、邦銀が中途解約になかなか応じないことが問題とされている。このことは、東京市場、とくに邦銀が主要な取引主体となっている円-円スワップ市場において、円滑な金利形成の阻害要因となるなど、市場の発展に悪影響を及ぼしているといわれている。

さらに、スワップ業務を本体ではなく海外現法のスワップ・ハウスに集中させる戦略をとっている邦銀の中には、そうした戦略をとる1つの理由として、銀行本体でこのような業務を行うと業績が時価評価されないことを挙げる先もあるが、小資本のスワップ・ハウスではリスク吸収力が銀行本体に比べて弱いという問題があるのではないかと指摘もある (大森 [1992])。

そして、こうした問題を回避するためには、わが国においてもオフバランス取引に関して時価主義会計を導入することが不可欠であるとの見方が増えてきている (企業財務制度研究会 [1992]、田中 [1988])。

Ⅱ．導入報告論文

なお、ここで検討したような先物、オプション、スワップ取引等のオフバランス取引は、客観的な時価の把握が比較的容易とみられるため、すでに時価主義会計が導入されている銀行の通貨先物、通貨オプション取引だけでなく、その他のオフバランス取引についても、現行の確定決算主義の下で未実現の評価損益を利益に算入する時価主義会計の導入を検討していくことも重要であろう。

ハ．ヘッジ会計の検討

現物取引のリスクを先物取引等のオフバランス取引でヘッジする場合、例えば現物取引について原価法、先物取引について値洗基準を採用しているケースでは、決算期において現物取引の評価損益は認識されないのに対し、先物取引の評価損益は計上されるため、現物の損益を先物の損益で相殺するというヘッジの経済的効果が会計上認識されないという問題がある。英米等では、こうした事態を避けるため、ヘッジ対象取引とヘッジ手段の取引との損益認識時点のズレを解消させるための会計手法として、「ヘッジ会計」が導入されており、具体的には、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益認識時期を遅い方に繰り延べる方法（繰延ヘッジ会計）が採用されている。

これに対し、わが国の現行会計基準では、「ヘッジ会計」が採用されていないため、ヘッジの効果を会計上認識できるように、「ヘッジ会計」の導入が必要であるとの指摘がある。もっとも、実際には必ずしもヘッジ対象とヘッジ手段との間で1対1対応のヘッジ取引が行われているわけではなく、理論どおりの適用が難しいことや、ヘッジ会計が適用される取引の要件を曖昧にしまうと、スペキュレーション取引での損失をヘッジ取引と偽って意図的に損失を繰り延べるという会計

操作を招く恐れがあるといわれており、ヘッジ会計の要件については慎重に検討する必要があるとの指摘も少なくない（日本公認会計士協会東京会〔1992〕）。

なお、ヘッジ会計の要件に関しては、例えば米国では、SFAS第80号で、①保有資産、保有負債、確定売買契約によりその企業が価格変動リスクを負っていること、②当該先物契約が価格変動リスクを軽減し、かつ特定の対象をヘッジするものであること、というヘッジ基準を規定している。一方、わが国では、ヘッジ会計の要件に関して、企業会計審議会の「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について（第二部）」（1990年5月）の中で、「事前テスト」として、①ヘッジ取引であることについて企業の意思が確定していること、あるいは②ヘッジ取引を識別する明確な内部規定または内部組織が存在し、かつ、これに従って処理されていること、のいずれかが必要であるほか、「事後テスト」として、①ヘッジ対象物の相場変動と先物取引との間に高い相関関係があること、あるいは②ヘッジ対象物の損益が先物損益によって相当の相殺が行われたこと、のいずれかが必要であると提言されている。このほか、実務上の要件としては、会社自身によるヘッジ宣言、およびそのドキュメンテーションが必要との見解もある（企業財務制度研究会〔1992〕）。

(3) オフバランス取引に関する税制の概要と問題点

イ．損益に対する課税

(イ) 税務上の取扱い

オフバランス取引に関する税務上の取扱いは、必ずしも法令・通達等により明確に示されているわけではないが、実際は取引の主体

が法人でも個人でも、原則としてオフバランス取引に伴う損益が実現した課税年度に総合課税される。

ただし、新外為経理基準が適用される銀行の通貨先物・オプション取引については、同基準に従い時価評価により損益が認識されているため、未実現利益であっても、当該課税年度に課税される。また、通貨スワップについては、長期為替予約と同様の会計処理が可能であり、税務上もこれに従っている。その場合、税務上は、元本の予約による為替差損益は、取得時換算法（取得時の為替相場により換算）を採用している場合は償還時まで、また期末時換算法（事業年度終了時の為替相場により換算）による場合は、元本の支払日の1年以内に至るまで認識されないこととなる。²⁾

(ロ) オフバランス取引間の税制上の整合性

前述のように、新外為経理基準が適用される銀行の通貨先物・通貨オプション取引と、同基準が適用されないその他の先物・オプション取引とでは、（会計処理と同様）税制上の取扱いが異なるため、オフバランス取引間で税制上の整合性が必ずしも保たれているわけではないという問題がある。

ロ. 取引に関する課税

(イ) 取引所税、有価証券取引税の概要

取引所を経由するオフバランス取引に対しては、取引所税法に規定された取引所税が第8表のような税率で取引当事者双方にそれぞれ賦課される。なお、円・ドル通貨先物および米ドル預金金利先物は1995年3月まで課税

を延期する扱いとなっている（取引所税法附則3条）。一方、取引所を経由しない先渡（フォワード）取引や店頭オプション取引は、取引所税の課税対象外となっている。

また、有価証券取引税は、先物予約、オプション契約といったオフバランス取引自体には課されないが、最終的な決済において有価証券の受渡しが行われる場合には、その時点で有価証券取引税が賦課される。

第8表 取引所税率（取引所税法10条、附則4条）

先物取引（日本円預金金利先物を除く）	0.001 %
日本円預金金利先物取引	0.0001 %
オプション取引	0.01 %

(ロ) オンバランス取引との権衡

前述のように、オフバランス取引（先物、オプション取引）には取引所税が課される（有価証券取引税は課されない）一方、オンバランス取引では有価証券取引税が賦課されることから、その税率の違い等により両者の間の権衡が保たれていないという問題がある。国債、株式の直物・先物取引に係る税負担コストを具体的に比較すると第9表のとおりである。

第9表 直物・先物取引に係る税負担コスト^(注1)

	直物取引	先物取引 ^(注2)
国債	0.03 %	0.002 %
株式	0.3 %	0.002 %

(注) 1. 証券業者を介して取引を行った投資家が負担するコスト

2. 先物取引については反対売買による差益取得を想定（往復計算）

2) 長期為替予約として処理する場合、会計上は前述のように為替差損益を期間配分するため、税務上の扱い（課税繰延べ）と異なる。このため、実務上は申告の際に調整するか、あるいは為替差損益の各期の配分額について対応する税金を引当計上（科目は「長期法人税等引当金」）することが必要となる。

Ⅱ．導入報告論文

第9表より明らかなように、投資家の税負担コストは先物取引の方が直物取引より低くなっており、実際のディーリング取引が先物に集中する要因の1つであるといわれている。

(ハ) 海外取引所との権衡

オフバランス取引に対する取引所税等の流通税の賦課は、主要国ではわが国のほかに例がないため、本邦先物取引所の競争力低下を招く可能性があるとの指摘がある（証券団体協議会 [1992]）。税制を主因とする海外取引所への取引シフトは目下のところ生じていないようであるが、今後、GLOBEX（金融先物、オプション取引の画面取引仲介システム）のわが国への導入等により、本邦取引所と海外取引所との相互取引、24時間ディーリング取引が可能となった場合には、取引が海外に逃避する可能性を完全には否定できないであろうと考えられている。

3. 銀行ディスクロージャーのあり方

(1) 銀行ディスクロージャーの意義・目的・効果

銀行ディスクロージャーの意義は、銀行が自ら経営内容を預金者等の利用者や株主に開

示し、経営の透明性を確保することにより、自らの行動や財務内容等をより健全なものとする自己努力を促すことにあるといわれている。わが国の銀行ディスクロージャーについては、銀行法21条に業務および財産の状況に関する事項を記載した説明書類を営業所に備置することを求めるディスクロージャー規定があるなど、第10表のような開示手段を通じて行われている。

しかしながら、わが国の銀行ディスクロージャーは、内容的には必ずしも十分なものとはいえない状況にあるとの指摘もある。例えば、銀行ディスクロージャーでは専門投資家以外の数多くの預金者等も重要な対象となるため、銀行の安定性・安全性チェックという観点からは、リスク情報の開示がより重要な要素となるとみられるが、これに関連して銀行法21条但書では、「信用秩序を損なうおそれのある事項、預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び銀行の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項…」については、ディスクロージャー誌に開示しなくともよいとしていることもあり、結果的には預金者等が十分満足できるようなリスク情報が開示されているとはいえないの

第10表 銀行ディスクロージャーの法則と開示の媒体

根 拠 法	開 示 の 媒 体
商 法	計算書類、備置書類、決算公告
銀 行 法	ディスクロージャー誌
証券取引法	有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書
証券取引法 上 場 規 定	決算短信、連結決算短信、その他適時開示（ファイリング制度）
根 拠 な し	アニュアルレポート、営業のご報告、PR活動、IR ^(注) 活動

(注) I R 活動……企業（銀行）が投資家等に対して行う広報活動のことで、IRとはInvestor Relationsの略。

(出所) 永田 [1991]

ではないかとの意見が少なくない（堀内 [1992]）。

ところで、銀行ディスクロージャーの効果としては、情報提供を受ける対象者に対する効果だけでなく、情報を開示する銀行自身に対する効果が重要であると考えられている（伊藤 [1992]）。すなわち、銀行が受けるディスクロージャーの効果としては、①銀行が利用者にディスクロースした情報に基づいて利用者の行動が変化し、それが銀行の資金調達等に影響を及ぼす「事後的フィードバック」効果と、②情報をディスクロースした後の利用者の行動を予め想定し、銀行が事前的に自らの行動を修正・変更するという「事前的フィードバック」効果があり、このうち、「事前的フィードバック」効果は、銀行経営に自己規律の強化を促すという意味で、銀行経営の健全性の維持等に資するとみられる。

なお、ディスクロージャーには会計基準を補完する機能があり、例えば、時価主義ではなく取得原価主義が原則であるわが国では、時価を注記のかたちでディスクロースすることによって、資産の現在価値が把握できるというメリットがあろう。

(2) 銀行ディスクロージャーの基本的論点

銀行のディスクロージャーのあり方に関しては、現在金融制度調査会等の場でも、ディスクロージャー推進に向けて議論が行われているが、ここではさまざまな論点の中でもとくに重要と思われる、①ディスクロージャーの対象者、②ディスクロージャーの強制の適否、③ディスクロージャーの範囲および対象資産の評価方法についての議論を整理しておきたい（リスク情報のディスクロージャーについては次節(3)を参照）。

イ. ディスクロージャーの対象者

銀行法21条のディスクロージャー規定が誰を対象にしているのか、条文上は必ずしも明確ではないが、この規定が商法、証取法のディスクロージャーの規定に加えて置かれていることから、一般的には、預金者を含む銀行の一般利用者が重視されていると考えられている。

一方、米国では、10年程前に SEC が、SEC の報告書の読者層は「相当に洗練された投資家 (sophisticated investor)」であると表明し、ディスクロージャーの対象は専門的投資家であるとの見解を示している。

今後わが国において銀行ディスクロージャーの形式等を検討するに当たっては、一般利用者を念頭に置いた明瞭な開示を目指すとともに、専門投資家の分析にも耐えうるだけの内容豊富なものである必要があるのではないかと意見がある（伊藤 [1992]）。

ロ. ディスクロージャーの強制の適否

前述のように、ディスクロージャーが単なる利用者へのサービスではなく、銀行経営の健全性を担保する一手段として位置付けられるとすれば、重要なディスクロージャー事項や、ディスクロージャーの基本的な考え方については法定することが必要であるとの見方も成り立ちえよう。

もっとも、法令で規制した場合、法令はディスクロージャーの最小限度（ミニマム）を規定しているにもかかわらず、銀行からは最大限度（マキシマム）であると捉えられがちである。したがって、むしろ投資家や利用者にとって必要と思われる経営情報については企業（銀行）責任の一環として自主的に開示していくというスタンスが定着していき、そのような銀行が市場で高く評価されることが望

Ⅱ．導入報告論文

ましいとの見方が多い(弥永 [1992a])。また、次々と開発される最先端の新金融商品等については、法令ベースの対応ではなかなか間に合わない可能性も高いため、ディスクロージャー基準のすべてを法定による強制に委ねることは難しいのではないかとの意見もある。ただし、銀行間においてディスクロージャーがある程度の比較可能性を有するためには、少なくとも重要事項については統一基準を設けるのが合理的かつ有効であるとの意見も少なくない。

ハ．ディスクロージャーの範囲および対象資産の評価方法

ディスクロージャーの範囲は、徐々に拡大されてきてはいるが、米国等と比較して依然不十分な部分が多いのではないかとの指摘(伊藤 [1991])もあるため、以下主な対象項目等についてみていくこととする。

(イ) 有価証券

一般企業に対しては、1990年12月の大蔵省通達(平成2.12.25付蔵証2318号「市場性ある有価証券及び先物・オプション取引等の時価情報の開示について」〈第5表の注3参照〉)により、91年3月期決算から市場性ある有価証券の時価情報がディスクロージャーの対象とされた(債券については92年3月期決算以降対象とされた)。

これを受けて、現在銀行では、商品有価証券と投資有価証券を区別し、それぞれ貸借対照表価額と時価および評価損益をディスクロージングしているが、①特金、ファントラについては、証取法上の有価証券とされていないため、時価情報開示の対象となっていない、②含み損、含み益がネットベースのものとなっているため、それぞれについてのグロスの金額が不明である、③銘柄ごとのディスク

ロージャーが行われていないため、含み損のとくに大きい有価証券等が明らかでない、といった問題点があるとされている(伊藤 [1991])。

これに対し、米国では、前述のとおりSFAS 第107号によりすべての金融商品について時価評価の開示が求められているため、今後わが国でも時価情報のディスクロージャーをさらに進めていくべきではないかとの議論が高まっていくことが予想される。

なお、子会社株式・関連会社株式は、直接投資としての性格に鑑みて、時価での評価よりも持分法による評価が適当であるが、持分法による評価の際には、評価額が適正なものとなるよう、対象となる子会社、関連会社の財務諸表は時価情報により修正されたものであるのが望ましいとの見解がある(醍醐 [1989])。

(ロ) オフバランス取引

オフバランス取引のディスクロージャーについては、C. 2.で述べたように、時価主義会計が導入されていない取引については補完的に時価のディスクロージャーが必要であるとする意見が有力である。また、スワップ取引のディスクロージャー基準の整備も喫緊の課題とされている。

(ハ) セグメント情報

セグメント情報とは、1つの企業(グループ)内における事業ごと、あるいは地域ごとに区分された情報のことであり、最近のように企業活動の多角化や国際化が進展している状況の下では企業の分析に不可欠な情報となってきた。

わが国では、1988年5月の企業会計審議会答申(「セグメント情報の開示に関する意見書」)に基づき、同年9月の大蔵省通達(昭

和63.9.20付蔵証1662号「証券取引法におけるセグメント情報の開示について」)により、91年3月期決算から連結ベースのセグメント情報に関するディスクロージャーが行われている。もっとも、開示の中身については、①セグメントの事業区分が経営者の判断に委ねられていること、②営業費用の配分の妥当性を判断する材料が不十分であること、③地域別セグメント情報のディスクロージャーが見送られていること、等の問題点があると指摘されてきた(吉田[1991])。このため、93年4月の連結財務諸表規則等の改正により、国内・在外の営業損益(94年度決算から適用)、セグメント別資産等(95年度決算から適用)、地域別セグメント情報(97年度決算から適用)については、連結財務諸表の注記による開示が求められることになった。

(二) 保証予約

現行の取扱いでは、債務保証については開示の対象とされているが、保証予約についてはディスクロージャーが要求されていない。もっとも、通常の場合、保証が必要になれば債権者は予約完結権を行使することになるため、保証する側からみて保証予約と債務保証との間で決定的な相違があるとはいいい切れないことなどから、保証予約についてもディスクロージャーの対象とする方がよいとの意見が少なくない(中央新光監査法人[1991])。

(3) リスク情報の開示

イ. わが国および諸外国におけるリスク情報開示状況

主要国の不良資産に関するディスクロー

ジャーの状況を銀行のアンニュアル・レポートを参考に比較検討してみると、概して不良資産の開示が最も進んでいるのは米国であり、また、英国、フランスもディスクロージャーに比較的積極的であるのに対し、日本、ドイツでは不良資産に関する情報ディスクロージャーは相対的に限られたものとなっている。

すなわち、米国においては、利息支払延滞債権の総額およびその回収等の状況、90日以上利息支払いが延滞している債権、その他の条件変更貸出金のほか、それらに対する引当金等についてディスクロージャーが行われており、極めて内容豊富なものとなっている。

一方、英国においては、不良資産そのもののディスクロージャーだけでなく、不良資産に対する引当金を細かくディスクローズしているのが特徴であり、追加的情報として、米国のSEC基準に基づく不良資産の情報がディスクローズされているほか、不良資産に関するSEC基準と自らの基準の相違について解説を行っている。また、フランスにおいては、英国と同様に引当金を細かくディスクローズするというスタンスがとられているが、情報量は英国ほど多くはない。

これに対して、ドイツにおいては、引当金についてのみ若干のディスクロージャーが行われるにとどまっている。また、わが国でも、これまでは一部の都市銀行を除き、³⁾リスク情報の開示はあまり行われてこなかった。このため、金融制度調査会ディスクロージャー作業部会において、ほかのディスクロー

3) 一部の都市銀行では、通常の有価証券報告書のほかに、米国のSECへの報告内容を邦訳した「有価証券報告書の参考書類」を自主的に公表し、不良資産に関しては、①未収利息不計上貸出金残高、②リストラクチャリング先の貸出金残高、③90日以上延滞貸出金(未収利息計上分)残高、④逸失利益をディスクローズしている。

Ⅱ．導入報告論文

ジャー項目の充実と併せてリスク情報の開示について検討が行われてきた結果、1993年3月期決算から、各業態別の開示基準に基づいてディスクロージャーが行われることになった。すなわち、都市銀行・長期信用銀行・信託銀行は、経営破綻先向け債権額、未収利息不計上債権額（6か月以上の延滞債権額）のグロスの金額をディスクローズし、地方銀行、第二地方銀行協会加盟地方銀行は、経営破綻先向け債権額についてはディスクローズするが、未収利息不計上債権額についてはできるだけ早期に開示を行うことを検討することになっている。なお、いずれの業態とも金利減免・棚上げ先への債権額は当面開示を求めず、今後引き続き検討することとなっている。

ロ．リスク情報の開示のあり方

不良資産情報のディスクロージャーについては、利用者に無用の不安を与え、信用秩序の維持の観点から問題があるのではないかとの見解もあるが、逆に、リスク情報をディスクローズしないことにより、利用者がいわば目隠しされた状況の下で銀行選択等を強制されることこそ問題が大きいとの指摘が数多く出されている（伊藤 [1992]）。こうした意見を反映して、地方銀行などについても、延滞債権額を開示していく方向での前向きな検討が望まれているほか、金利減免・棚上げ先への債権のように、条件変更した貸出についても、開示基準のループホールとならないよう、開示を進めていくことが肝要であるとの見方が強まっている。

そのほか、不良資産のディスクロージャーについては以下の諸点が留意点として指摘されている。

第1に、不良資産額をディスクローズする際に、不良資産の総額から担保分を除いた

ネット・ベースでは、担保評価等の面で客観性を欠く恐れがあるため、基本的には不良資産自体をグロス・ベースでディスクローズすることにより、不良資産の実態をつかみやすくする必要があるという点である。

第2に、不良資産に関してはそれ自体の数字のみをディスクローズするだけでなく、その背景、理由、引当金の設定状況を併せて開示する必要があるという点である。米国に限らず、英国、フランスにおいても、不良資産の増加（減少）の理由、背景およびそれに対する引当金の設定等の管理状況がかなり詳細に解説されている。このようにすれば、不良資産に対し、どのようなリスク・マネジメントがなされているかが利用者にも分かり、無用な心配を与えることもないであろうといわれている。ただし、その場合、銀行が自らのリスクに応じて自主的に引当金を設定できることが望ましいとされている（C. 5.参照）。

第3に、リスク情報のディスクロージャーによる利用者の無用な動揺を防ぐ観点から、例えば銀行利用者のために銀行のリスク情報を含む各種情報の分析を専門とするアナリストを養成したり、格付制度を充実させるほか、ディスクロージャーの啓蒙効果（ディスクロージャーを続けることによって、利用者が現在はリスク情報等を理解できなくても、徐々に関心を持つようになり、情報の理解度が上がっていく効果）の向上を図ることが重要であるといわれている。

4. 連結決算の問題

(1) 連結決算の対象範囲の問題

連結決算における連結財務諸表は、支配従属の関係にある複数の会社から成る企業集団を1つの事業主体とみなして、その企業集団

の財務状態および経営成績を総合的に報告するために親会社で作成するものである。わが国では商法には規定がなく、証取法上のみの制度となっており、銀行会計上の連結の扱いも、同法上の扱いに則って定められている。

すなわち、連結決算の対象となる子会社であるかどうかは、親会社（銀行）の持株（他の子会社と合わせた持分の合計）がその子会社の発行済株式総数の50%を超えているかどうかを基準（過半数持分基準）とされている。もっとも、子会社が更生会社、破産会社である等の特殊な場合は連結の範囲に含めないこととなっている（連結財務諸表規則5条1項）ほか、「その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いても、その企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいもの（子会社）は、連結の範囲から除外できる」（同条2項——これを「重要性の原則」と呼ぶ）とされている。そして、「連結財務諸表規則取扱要領」によってこの「重要性の原則」の適用基準が定められており、資産、売上、利益のいずれもが連結決算財務諸表の対象となる事業主体全体の10%以下となる子会社については、連結決算対象から除くことが容認されている（いわゆる「10%ルール」）。また、連結決算における持分法適用会社（持株比率が20～50%の関連会社で、持分法適用会社の損益だけが持分に応じて連結財務諸表の投資勘定に反映される）についても、「連結財務諸表規則取扱要領」により、その利益が連結決算対象の事業主体全体の利益の10%以下である場合は、持分法が適用されない（「10%ルール」を適用する）こととなっている。

—— ただし、銀行が BIS 統一基準による自己資本比率規制の基準となる連結財務諸

表（わが国の証取法に基づいて作成されるもの）を作成する際には、銀行業務や金融業務を行う子会社には「重要性の原則」は適用されず、当該子会社はすべて連結の対象に含まれる扱いとなっている。

これに対して、実務家等からは、本邦企業の国際化が進み、国際比較可能性への要請が高まっている状況下、わが国の10%という除外可能基準は諸外国の例（米国では約5%、英国では約3%程度とみられる）と比べて緩すぎるのではないかと意見が出されてきた（赤塚 [1991]）。また、諸外国の例をみると、連結決算の対象については持株数基準のほか、「他社取締役会の構成をコントロールしている」（英国 Statements of Standard Accounting Practice 〈会計実務基準書〉14号）場合など、実質的な基準を定めている例もみられるところであり、連結財務諸表作成の目的が、前述のように、1つの事業主体とみなしうる企業集団の状況を開示することにあることからすれば、わが国においても実質的な基準を取り入れていく必要があるといわれてきた（浜本 [1991]）。

このため、1993年4月の「連結財務諸表規則取扱要領」の改正により、94年度決算から、連結子会社の範囲や持分法の適用範囲に関する「10%ルール」は廃止され、「重要性の原則」の適用に当たっては、実質的に重要性を判断していくこととなった（現在その実務上の指針作りが日本公認会計士協会において行われている）。

(2) 銀行子会社の問題

わが国では、従来、銀行の子会社に対する種々の規制等があったことから、銀行業務の活動はもっぱら銀行本体を中心に行われ、各行の連結決算に対する関心もさほど高くな

Ⅱ．導入報告論文

かったといわれている（永田 [1991]）。しかしながら、最近では金融の自由化・国際化等を反映して、海外子会社などの業務活動が活発化しており、また、1992年6月の「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」（以下、「金融制度改革法」という）の成立に伴い、今後は子会社による業態間の相互参入が活発化することが予想されるだけに、銀行の経営実態を把握する上でこうした子会社の活動を一体として捉えたとともに、こうした子会社の会計処理のあり方についても真剣に検討することが不可欠になってきているとの意識が高まっているように思われる。

現在わが国では、銀行は独占禁止法の規定により国内の特定の企業株式の5%以上を保有することは原則として許されていないが、銀行業務に密接な業務（営業用不動産管理、行員向け福利厚生、銀行事務代行等、本来、銀行が自ら行うべき内部管理的事務や銀行業務遂行上不可欠な事務〈第11表参照〉）は公正取引委員会の認可を受け100%子会社で行っているほか、1993年4月以降、証券業務

または信託業務を行う子会社については、大蔵大臣および公正取引委員会の認可により、50%以上の株式を保有することが可能である。そして、これらの子会社は(1)で述べたルールに基づき、原則として連結決算の対象となる。

ところが、信用保証、クレジットカード、貸金業などの業務（第11表参照）を行う持株比率が5%以下の関連会社（以下、5%関連会社と呼ぶ）は過半数持分基準を満たさないため、そもそも連結決算の対象とはならず、全国銀行協会連合会の統一開示基準に基づき、業務内容、資本金、出資比率等の開示を行うにとどまっている。このため、投資家および利用者は関連会社自身がディスクロージャーを行っていない限り、関連会社の業況等についての情報を得ることはできない状況にある。もっとも、5%関連会社に対する親銀行の関与の仕方はまちまちであり、当該親銀行出身者が経営陣に含まれていても親銀行の経営上の関与が全くないとみられるケースもあれば、逆に重要な経営方針のほとんどに親銀行が関与しているケース等もあるように

第11表 銀行の関連会社^(注)の種類

(昭和50.7.3付蔵銀1968号「金融機関とその関連会社との関連について」)

業 務 の 種 類	出資比率	業 務 内 容
金融機関の代理店業務	100%	預金業務、消費者ローン
金融機関業務のうちその業務の基本には関わらないもので主として当該金融機関のために行う業務	100%	不動産管理、行員向け福利厚生、銀行事務代行（集配等）
金融機関業務の付随業務	5%	信用保証、ファクタリング、抵当証券、クレジット、等
いわゆる周辺業務	5%	リース、ベンチャーキャピタル、経営相談、共同出資の住宅金融

(注) 金融制度改革法の施行に伴い所有することになった証券子会社等を除く。

窺われる。また、平常時の経営にはさほど関与していない場合でも、関連会社の業況が悪化した場合には、親銀行が多額の出捐を伴う支援を行うケースも少なくないようである。

したがって、5%関連会社といえども銀行の経営に与える影響は小さいとはいいい切れず、今後関連会社の業況や経営内容等に関する実質的なディスクロージャーがこれまで以上に進められる必要があるとの指摘が少なくない。具体的には、付随業務、周辺業務を行う5%子会社のうち一定規模以上のものについては単体での業況を開示させるとか、銀行に対しては関連会社との実質的關係（関連会社グループを含めた株式支配状況や経営陣の構成等）に着目して、持分法適用範囲を拡大した連結財務諸表の作成を求めたり、与信状況や経営陣派遣状況の開示を求めているかどうかといった提案がありえよう。

(3) 連結納税の問題

連結決算に関するその他の論点の1つとして、連結納税の問題が指摘されることがある。連結納税は、株式所有を軸とする企業集団の所得と欠損とを通算して所得課税を行う制度（企業集団税制）である。先進国では米国、英国のほか、フランス、ドイツ、オランダ、スペイン、スウェーデン、デンマーク、メキシコ、オーストラリア等において企業集団税制が採用されており、これを導入していない国は、日本のほか、イタリア、スイス、ベルギー、カナダ等となっている（CEC [1992]）。

連結納税制度を採用している国々では、経済的に一体である企業集団に対してはその一体性に着目した課税ベースとしての所得を把握する方が合理的であり、また、支店形態と子会社形態との間に本質的な差異が存在しない限り、課税上も差を設けるべきではない、

との考え方が基本的にあるといわれている。わが国では、子会社を使った利益隠し、利益作り等の決算操作が行われやすいといわれているが、連結納税制度の下では決算操作にかかわらず中立的な課税がなされることから、客観的な課税の観点からは、連結納税の制度を採用することが望ましいとの議論がある（井上 [1992]）。

もっとも、わが国に連結納税を導入する場合、現在の法人税徴収額が変化する（ただし、連結の対象となる親会社と子会社の収益の状況によって企業集団ごとの税額の増減は異なると思われる）ことが予想されるため、何らかの対応が必要となるほか、基準となる持株比率や費用の配分、配当等の技術的問題、確定決算主義との調和の問題等、さまざまな検討点があると指摘されている（日本租税研究協会 [1992]）。

5. 貸倒引当金制度に関する諸問題

(1) 貸倒引当金の役割と現行制度の概要

イ. 貸倒引当金の役割

銀行の貸出については、貸倒れとなる可能性が存在するため、基本的には、貸借対照表上、貸出金のうち回収可能な部分のみを資産として表示する方が望ましいとみられているが、実際には、経営者にとっては回収不能額を事前に正確に予測することは難しい。そこで、貸出額全体の中から貸倒れに伴って発生すると見込まれる損失額を推計し、「貸倒引当金」として別建てで積み立てる会計処理が行われているが、「貸倒引当金」は実際に貸出が回収不能に陥った場合にその損失を埋め合わせるバッファーとしての役割を果たすため、銀行経営の健全性と密接に関連しているといわれている（Walter [1991]）。因みに、

BISの自己資本比率規制上も、貸倒引当金は資本の補完的項目の対象とされている。

また、貸倒引当金は、税制上損金とみなして課税しない扱いとなる場合があり、その際にはむしろこうした税制を前提に引当金が積み立てられる傾向があるため、税制と貸倒引当金制度との間には密接な関係があるとの指摘もある（翁 [1992]）。

ロ．わが国の現行制度の概要

わが国の現行制度をみると、銀行の決算経理基準上、「貸倒引当金（広義）」とは、以下で説明する「（狭義の）貸倒引当金」、「債権償却特別勘定」、「特定海外債権引当勘定（海外投資等損失準備金）」の3つの内訳勘定から成る。

（イ）（狭義の）貸倒引当金

（狭義の）貸倒引当金は、法人税法52条に規定されており、貸出金、コールローン、買入手形等の対象貸出資金の一定割合（繰入限度）を予め積み立てるもので、その繰入額は損金算入される。無税繰入れが認められる繰入率（法定繰入率）は、原則として金融・保険業については1,000分の3（信金、信組等の協同組合等の場合は1,000分の3.48）であるが、過去3年間の実績を勘案して算出した実績貸倒率を選択することも可能である。また、貸倒引当金に繰り入れた額は、翌期に全額を取り崩して益金に算入の上、改めて繰り入れる「全額洗替方式」が採られている。

なお、銀行の決算経理基準によれば、税法で容認される限度額一杯まで必ず繰り入れる扱いとなっている。

（ロ）債権償却特別勘定

債権が実際に回収不能となった場合には、回収不能額は貸倒損失として損金算入（直接償却）されるが、貸倒損失の扱いが認められない段階では、貸倒れが予想される一定の事実（会社整理開始、破産・和議の開始、会社更生手続きの開始申立て等）の発生等を条件に、債権の帳簿価額はそのままにし、当該債権相当額を積み立てる方法（間接償却）が採られている。

この積立金は一定基準の下に原則として損金算入が認められている（無税繰入れ）が、その条件を満たさない場合に、有税繰入れを行う際には、大蔵省への届出が必要である。⁴⁾

（ハ）特定海外債権引当勘定

特定海外債権引当勘定とは、カントリースク回避の観点から、回収に懸念のある発展途上国等向け貸倒損失に備えて、別途定められる対象国、対象債権につき期末債権額の1,000分の10以上を積み立てるものである。当勘定への繰入額のうち、一定の金額につき損金算入できる（海外投資等損失準備金、租税特別措置法55条の2）。

ハ．有税引当てと税効果会計

「税効果会計」とは、財務会計上の収益、費用として認識される事業年度と課税年度が異なる場合に、実際に課税が行われるまでの間、課税相当額を資産または負債に計上する会計処理を行い、財務会計上の期間損益の歪みを修正する会計手法のことである。有税扱いの引当金計上に際しても、実際に無税償却の要件を満たした時（年度）には損金に算入

4) 有税繰入れに関して、大蔵省通達（平成4.6.25付蔵銀1237号「不良債権償却証明制度等実施要領について」）では、「有税償却は、金融機関により行われるものであり、当局において償却を強要し、あるいはこれを一方的に否認することはしないものとする」とされている。

される引当・償却相当部分が、当該年度には課税対象となり、財務会計と税務会計の収益認識時期に差異が生じる。この場合、「税効果会計」を採用すれば、これらの引当・償却相当部分を損金扱いとして当年度の財務会計処理を行うことが可能となり、利益に対する影響を小さくすることができる（清水 [1987]）。

わが国では、連結財務諸表についてのみ、各連結会社の課税所得の合計額と連結財務諸表上の税引前利益に差異がある場合に、この差異を調整するために「税効果会計」を選択することができるが、単体会社の財務諸表については、商法、証取法ともに「税効果会計」を認めていない。このため、銀行が有税の引当・償却を行った場合、引当・償却相当部分が当年度には課税対象となり、全額が当年度の当期利益の減少要因となることから、その年度の利益の状況によって、引当・償却に対するインセンティブが左右されやすいといわれている（翁 [1992]）。

(2) 諸外国の貸倒引当金制度

イ. 米国の貸倒引当金制度

米国では、1969年以前は、過去20年間の年平均貸倒損失の3倍まで貸倒引当金の損金算入が認められ、主として税務対策の一環として貸倒引当金が積み立てられていた。しかし、こうした銀行に対する税制上の優遇措置の是正を図るため、69年の税制改正により、損金算入の可能な額が過去6年間の年平均貸倒損失額にまで縮小されたほか、総貸出残高に対する比率に基づいて無税繰入限度が設けられ、さらに以後その比率は徐々に低められてきた。そして、80年代に入ると、貸倒比率が高まり銀行倒産が急増してきたため、銀行監督当局は各銀行の貸倒引当金の積増しを図る

観点から、各銀行に対し有税の貸倒引当金積増しを指導するようになった。一方、86年の税制改正により、これまで銀行が貸倒引当金を積み立てるインセンティブともなっていた貸倒引当金の無税扱い（損金算入）が廃止された（総資産5億ドル以上の規模の銀行については、当期中に実際に償却した貸出の額までしか損金算入を認めない扱いとした）ため、これ以降、米国では貸倒引当金に関する会計処理と税制は切り離されている（Walter [1991]）。

なお、米国では、このような有税扱いの引当金計上に関して、税効果会計が採用されているため、引当金相当額を損金扱いとして財務会計処理が行われており、財務会計が実態をより反映しているといえる。

ロ. 英国の貸倒引当金制度

まず、特定の与信に関する引当金については、借り手の信用の低下により回収が困難となった場合に、当該銀行の判断により所要額が積み立てられる。ただし、税法上無税扱いが可能か否かについては、税務当局の個別審査により決められる。一方、個別貸出には対応しない一般的な引当金は、過去の貸倒実績や景気の現況分析等をもとに各銀行が自主的に計上している。ただし、税務上はすべて有税扱いとなっている。

なお、英国でも税効果会計が採用されているが、予見できる近い将来（3～5年）に財務会計と税務会計の差異が解消されない（実際の貸倒れが生じない）ことが確実であれば、税効果を認識してはならない（部分配分方式）とされている（若杉 [1992]）。

ハ. ドイツの貸倒引当金制度（貸出の減額処理）

ドイツでは、貸出については「低価法」が

Ⅱ．導入報告論文

義務付けられているため、貸出の期末時価(評価額)が額面を下回る場合は、貸借対照表上の評価額を減額することとなっており、この減額分が他国における引当・償却額に相当する。

実際の「評価による減額」に当たって、まず、特定の与信に係る引当金に相当する「個別評価」では、対象債権の回収が疑問視される場合、当該回収不能見込額が減額される。一方、一般の貸倒引当金に相当する「包括評価」では、上記「個別評価」ないし直接償却の対象とはならない健全な債権に関し、過去の貸倒率の平均(通常3～10年、銀行によってまちまち)を乗じた額が減額される。これらは、いずれも銀行自身の判断により実施されるが、税務上は原則としてすべて無税扱いとなっている。因みに、税務当局は、定期的な税務調査を行い、無税処理が合理的か否かを検査している(事後的な税務処理に依存しているという意味で、事後審査主義を採用しているといえる)。

また、ドイツ商法では、銀行が通常の「低価法」よりさらに低い価格で貸出を評価することを認めており、通常の「低価法」による評価額と当該評価額との差額は「一般銀行リスク準備金」として処理される。ただし、税法上は全額有税扱いとなっている。

なお、ドイツにおいても税効果会計の採用が認められている(若杉 [1992])。

二．わが国の貸倒引当金制度との比較

わが国の貸倒引当金制度との比較で米国、英国、ドイツの制度の特徴をみると、次のような点が指摘できよう(翁 [1992])。

第1に、貸倒引当金を無税扱いとする場合には、わが国同様税務当局の何らかの関与が制度上確保されている国が多いが、一方有税

扱いの引当金計上(ドイツでは「一般銀行リスク準備金」としての処理)については、諸外国では当局への届出等を要せず、各銀行の自主的判断により実施されている。第2に、個別の貸出に対応していない一般的な貸倒引当金については、わが国とドイツが無税扱いを認めているのに対し、米国、英国では原則としてすべて有税扱いとなっている。第3に、有税扱いの引当金を計上する際に、わが国では「税効果会計」が認められていないのに対し、諸外国では、「税効果会計」の採用により財務会計と税務会計の収益認識時期の差異の調整を図っている。

6. 会計基準・税制の国際的調和

(1) 会計基準の国際的調和の必要性

会計基準は、もともと企業や銀行の財務内容を実態に則して把握するとともに、他の企業や銀行の財務内容との比較が容易にできるようにするための共通の尺度として設けられているものであるが、近年のように金融経済の国際化が進展すると、これまで各国ばらばらであった会計基準を国際的に統一・調和させる必要性が高まってくる。

例えば、国内での投資や資金調達に比べリスクの高い海外企業に対する投資や海外からの資金調達をスムーズかつ効率的に行えるようにするためには、企業や銀行の実態が海外からみて透明であるとともに、投資家が財務内容の国際比較を容易に行えるようにすることが重要とされている(広瀬 [1992])。また、海外に支店や現法を多数設け、海外活動を積極的に行っている企業・銀行にとっては、海外進出先の国ごとに会計基準が異なると財務諸表等の作成に手間やコストがかかるほか、経営者がグループ全体の経営・財務状態等を

把握しづらいという問題点があると指摘されている (IASC[1989])。さらに、会計基準の違いが取引コストや取引の容易さにも影響を与えるとすれば、そうした点で劣後する国や市場から、優位にある国や市場に取引が逃げていくという、いわゆる「市場の空洞化」現象が起これ、金融経済面での新たな国際摩擦を招来しかねないといわれている (広瀬 [1992])。

このような必要性に対応するための会計基準の国際的調和の方法には、各国に共通の会計基準を作成する方法と、2国またはそれ以上の国々が互いの会計基準について相互承認を行っていく方法がありうる。これまでの国際的調和においては、主として相互承認方式がとられてきたが、最近注目されているのが、現在国際会計基準委員会 (IASC)⁵⁾において策定されている国際的な統一会計基準および統一ディスクロージャー基準である国際会計基準 (IAS) である。IASC は民間団体であるため、IAS そのものには強制力はないが、証券監督者国際機構 (IOSCO)⁶⁾ が企業の海外での資本調達の際に IAS の適用を義務付けたいという意向を最近示したこともあり、世界的に IAS に対する関心が高まってきている。

IASC では、1992年末までに31件の国際会計基準 (IAS) を採択し、そのほかに16件の公開草案 (すでに採択された IAS の改訂分を含むため、重複がある) を公表しているが、

これまでの IAS では、企業にとって選択の幅が大きい部分が多いといった理由から、現在はもう少し選択の幅を狭めたかたちで基準を統一化する作業が行われている。この作業は1993年末を目処に基本的な部分の策定が終わり、2～3年の猶予期間を経て96年頃から実際に適用される可能性があるとみられている。96年以降 IOSCO 加盟国が一斉に海外企業の自国での資本調達に際して IAS を適用することになるかどうかについては、未だ不確定要素も多いといわれているが、国際的に活動するわが国の企業にとっても、今後 IAS を念頭に置いた対応が必要となってくるであろうとの見方が少なくない (長谷川 [1992])。

(2) わが国の企業への国際会計基準 (IAS) 適用を巡る問題

IAS 自体は国内の会計基準を何ら変更するものではないが、海外で資本調達する企業が IAS に依拠した会計処理を行うことにより、国内の会計基準との違い等が鮮明となり、現在ばらばらとなっている各国の国内会計基準 (第12表参照) が統一化されていくきっかけとなることは十分ありうるとみられている。そうした中で、わが国のみが国際会計基準とは全く考え方の異なる会計基準を採用することはますます困難になっていくのではないかと考えられている (新井ほか [1991])。

ただし、IAS は、英米の会計基準に最も近いといわれており、わが国の会計基準と少なからず違いがみられるため、以下では、仮に

5) IASC (International Accounting Standards Committee) とは、英国、米国、カナダ等の公認会計士が中心となり、国際的な統一会計基準と統一ディスクロージャー基準の策定を目的に1973年に設立された民間団体のことである。

6) IOSCO (International Organization of Securities Commissions) とは、ディスクロージャーやインサイダー取引規制等、証券取引にかかる規制の国際的統一を図るなど、公正で効率のよい内外証券市場の育成を目的として、各国の証券監督当局が集まって1986年に設立された国際組織のことである。

II. 導入報告論文

第12表 国際会計基準の国内基準化の現状

第1類型	第2類型	第3類型	第4類型	第5類型	第6類型
IASを国内基準として使用	IASをベースにして国内基準を作成	国内基準は独自に形成		国内基準なし	
		IASとの不一致が少ない	IASとの不一致が多い	実務はIASと不一致が少ない	実務はIASと不一致が多い
5 개국	6 개국	16개국	5 개국	2 개국	6 개국
ボツワナ パキスタン ジンバブエ マラウイ マレーシア	シンガポール ジャマイカ 南アフリカ フィジー レソト スリランカ	アメリカ イギリス オーストラリア ニュージーランド カナダ デンマーク スペイン フランス(注) スウェーデン インドネシア ブラジル オランダ 台湾 ケニア 香港 タンザニア	日本 ドイツ オーストリア メキシコ フィンランド	マルタ ガーナ	ギリシア インド スイス イタリア ユーゴスラビア ノルウェー

(注) 連結財務諸表のみ

(出所) 1988年 IASC 調査報告書

IAS をわが国の企業に適用した場合に生ずるとみられている影響・問題点等について整理しておきたい。

イ. 時価評価の導入

IAS では、公開草案 E40号（金融商品）において、金融商品の評価基準を第13表のように規定している。

表中②に相当する短期保有の金融商品の時価については、わが国でもかなりディスクロージャーが進んできてはいるが、IAS に従えば時価評価を貸借対照表に織り込むことになり、また、現在わが国では時価情報が開示されていない特金、ファントラ等も時価評価の対象となるため、これらの含み損益が大きい企業・金融機関にとって影響は小さくないとみられている（白鳥 [1992]）。

なお、IAS は有形固定資産について、英国の会計基準と同様、再評価を認めている。

ロ. 連結決算の範囲

連結決算の対象についての基本的な考え方は、わが国と IAS とで大きな差はないものの、IAS では、わが国の「重要性の原則」に相当する連結除外規定はなく、株式持分が50%超であればその株式所有が支配とはならないという明らかな反証が認められる例外的な場合を除き、すべて連結決算の対象となる（ただし、異業種の子会社を除外することはある）ほか、持分比率が50%以下であっても実質的に経営を支配しているため連結決算の対象となる場合の基準（法令や契約によって企業の経営を支配している場合や取締役の過半数を選任・解任しうる場合等）も挙げてい

第13表 IAS 公開草案 (E40号) における金融商品の評価基準

金融商品の分類	評 価 基 準
①長期間ないし満期まで保有しようとする意図のある金融資産	取得原価（ただし、時価が著しく下落した場合には、切下げが必要）または代替方法として公正価値（時価）
②一時所有ないし満期前処分予定の金融資産	時価
③ヘッジ目的の金融資産	ヘッジ対象の金融資産と同じ評価基準（ヘッジ会計を採用）

(注) ①、②の区別は経営者の意思によるが、両者を入れ替える際には時価で評価することとなる。

る。また、IAS では株式の持分が20%未満の会社でも親会社が重要な影響を与えている場合には、持分法の適用がある（日本では持分20%以下の会社については当然に持分法の適用はない）。したがって、わが国の企業がIAS に基づいて連結決算を作成する場合には、わが国の会計基準より連結の対象範囲を広くせざるをえないであろうとみられている。

ハ. 海外子会社の連結基準

現在わが国では、海外子会社については現地の会計基準に依拠した会計処理を行った上で国内本社との連結決算を行うことが可能であるが、1995年度からは、海外子会社についても国内基準による会計処理を行った上で連結することが義務付けられることになっている。このため、例えば、米国子会社を多く保有している企業・銀行では、これまで以上に金融資産の時価評価やオフバランス取引の会計処理等の面で実態を正確に反映しなくなる可能性が高く、国際比較が難しくなるのではないかと懸念されている。この点に関して、わが国の企業がIAS を採用すれば、企業の国際比較が容易となるというメリットがあるといえよう。

ニ. ディスクロージャーの拡充

ディスクロージャーの面では、国内ではIAS 基準による会計報告を強制されるわけではないが、国内でも参考としてIAS 基準による会計報告を開示する慣行が定着していくのではないかとの見方もある。

(3) 税制の国際的調和

イ. 税制の国際的調和の背景、手法

経済の国際化に伴い、ヒト、モノ、カネの国際間の移動が活発化したり、あるいは多国籍企業の出現にみられるように複数の国にまたがる経済取引が増大していること等から、税制の面でも国際的調和が注目されるようになってきている。例えば、ある国際的な経済取引に関し複数の国の課税権が及んだ場合、それを調整する必要があるほか、仮に各国間で税制が異なるような場合、ヒト、モノ、カネはより税制の緩い（税率の低い）国・地域へ移動し、経済活動に歪みが生じる可能性があるとみられるため、それを是正しようとするインセンティブが生まれる。とくにECの市場統合などの動きがみられるようになった近年においては、税制の国際的調和が重要な課題となってきたとの見方が少なくない（石 [1990]）。

Ⅱ．導入報告論文

しかしながら、課税制度は各国の主権に関わる制度であるだけに、必ずしも国際的調和に馴染むものではない。このため、これまで所得税、法人税といった税制の根幹的部分は国際的調和の対象とはならず、海外投資に関する税率等、限定的な部分でしか国際的調和が図られてこなかったのが実態といえる。税制の国際的調和の手法としても、多国間協定よりもむしろ2国間条約（租税条約）の方法が伝統的に用いられてきた。

例えば、国際間の所得課税に関しては、①居住者、非居住者を問わず国内発生所得に課税権を持つという「源泉地原則」と、②国内発生、国外発生を問わず、居住者の所得に課税権を持つという「居住地原則」との2つの原則があり、これらが世界各国で混在した場合には、居住者の国外発生所得（または非居住者の国内発生所得）について、所得源泉地国と居住地国による国際的二重課税が発生する。この二重課税を回避するため、わが国では、外国で納付した税額を自国で納付すべき税額から控除する外国税額控除制度が採用されている（所得税法95条、法人税法69条）ほか、現在39か国と租税条約が締結されている。

—— なお、租税条約については OECD の租税委員会や国連によりモデル租税条約

が作成され（OECD は1977年、国連は79年）、条約内容の国際的な調和に向けての試みも行われている。

ロ．税制面での国際的調和の可能性

税制の多国間協定による国際的調和の可能性については、①最良の税制は何かという点につき各国間でほとんどコンセンサスが得られていないこと、②税制の重要性や役割に関し各国は異なった見方を持っており、国際的な租税協定は財政政策にかかる主権の侵害とみなされやすいこと、等から、その実現にはやや否定的な見解が有力である（OECD [1991]）。

もっとも、最近では、多国間調整による国際的調和を図ろうとする動きも台頭してきており、例えば、EC 内では1993年以降の市場統合に伴って、付加価値税等の間接税の分野を中心に税制を調和させようとの検討が行われている。⁷⁾ 今後こうした試みが成功し、国際的にも拡大・定着していくかどうか、極めて注目されるところである。

D．おわりに

これまで金融関連の会計・税制を巡る諸問題についてみてきたが、最も重要な点は、これらの問題が会計・税制上の独自の技術的な問題にとどまらず、銀行経営の根幹に関わる

7) EC での税制の調和の動きは概略次のようなものである。

- ① 付加価値税については、EC 加盟国間でその税率にはかなりの格差があった（最高25%〈アイルランド〉、最低12%〈ルクセンブルク〉）ため、1993年1月より付加価値税の標準税率を最低15%とする（ただし、15%より高い税率も適用可能）ことで合意に達している。
- ② 個別消費税については、その対象となる代表的な3つの品目、すなわちアルコール飲料、燃料、タバコに関し、1993年1月より最低税率を設けることで合意している。
- ③ 資本所得課税については、資本移動の域内完全自由化に伴う利子所得税などの捕捉困難化や EC 市場からの資本逃避に対する対処策として、域内共通源泉徴収税の採用、具体的には、利子の源泉徴収税を最低15%で共通化するという提案が行われている（ただし、現在までのところ合意には至っていない）。

問題となってきたというのである。

これまで公正かつ妥当な会計基準・税制とされてきたものが、金融の自由化・国際化等による金融環境の変化に伴い実態にそぐわなくなってきた面があることは、本論で扱った取得原価主義会計と時価主義会計の問題や、オフバランス取引、連結決算等に関する現行の会計基準の取扱い等をみれば明らかであろう。

また、最近におけるバブル経済の崩壊に伴い金融システムの信頼性が問われている状況下において、銀行等が社会的な信託を取り戻すためには、公正な会計基準により財務内容を幅広くディスクローズすることが最も重要であると考えられる。信頼性のあるディスクロージャーが十分行われることによって始めて株主、債権者、利用者等が銀行等の真の姿を知ることができ、また、銀行側にもセルフ・ディシプリンが働くと考えられよう。

さらに、今後わが国の会計・税制を見直すに当たっては、その基準を国際的にみても公正かつ明確なものとするのが強く要望され

ていることを忘れてはならない。わが国の銀行・企業の成長・発展を目の当たりにして、海外からはわが国の会計・税制について極めて高い関心が寄せられており、そうした中で最近では、例えば不良資産のディスクロージャー状況等については海外からも批判的にみられているのが実情である。今後、国際会計基準を軸として会計基準の国際的調和が図られるとすれば、わが国の会計基準・税制もそれに添った歩み寄りが必要となるであろう。

いずれにしても、会計・税制問題の検討に当たっては、それぞれの分野における検討だけでなく、商法、税法、会計学、実務面等、幅広い観点からの有機的な議論が必要な段階に入りつつあるように思われる。

以 上

(小谷) 日本銀行金融研究所研究第2課調査役
(小川) 日本銀行金融研究所研究第2課
(清水) 日本銀行金融研究所研究第2課 (現企画局)
(宮下) 日本銀行金融研究所研究第2課 (現営業局)

【参考文献】

- 赤塚安弘、「連結財務情報と関係会社管理」、『企業会計』第43巻第12号、中央経済社、1991年
- 新井清光(監訳)、『会計基準の国際的調和』、中央経済社、1992年
- ・広瀬義州、『国際財務会計基準』、中央経済社、1988年
- ・白鳥庄之助・白鳥栄一・牧野 洋、「会計基準の国際的調和—会計基準設定機関国際会議に出席して」、『企業会計』第43巻第10号、中央経済社、1991年
- ・——、「日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク」、『JICPA ジャーナル』 435号、日本公認会計士協会、1991年10月
- 青山監査法人・プライスウォーターハウス、『アメリカの会計原則1992年版』、東洋経済新報社、1991年
- 石 弘光(編)、「国際化の視点と財政」、『グローバル化と財政』、有斐閣、1990年

Ⅱ．導入報告論文

- 伊藤邦雄、「資産再評価の『再評価』」、『企業会計』第42巻第12号、中央経済社、1990年
- 、「銀行のディスクロージャーの実践状況と今後の課題」、『事例研究現代の企業決算』、中央経済社、1991年
- 、「銀行のディスクロージャーと情報民主主義」、『金融ジャーナル』、金融ジャーナル社、1992年5月
- 井上久彌(編)、『連結納税制度の研究』、日本租税研究会、1992年
- ヴァンディヴェンター、ドナルド・R、「アメリカ人の目からみた問題点」、『金融財政事情』10月19日号、金融財政事情研究会、1992年
- 江頭憲治郎、「ディスクロージャー制度の整備」、『商事法務』No.1295、商事法務研究会、1992年
- 大森一明、「オフバランスのリスクが増 銀行の対応は不十分」、『東洋経済』6月13日号、東洋経済新報社、1992年
- 岡村勝義、「会計上の有価証券時価評価論の視点と方向—我が国とアメリカを中心として」、『商経論叢』第27巻第2号、神奈川大学、1992年
- 翁 百合、「日米比較からみた金融機関の貸倒引当金の扱い」、『Japan Research Review』、日本総合研究所、1992年10月
- 加古宜士、「公表財務制度における時価情報の地位」、『会計』第139巻第3号、森山書店、1991年
- 神田秀樹、「企業会計審議会報告書の示唆」、『企業会計』第42巻第8号、中央経済社、1990年
- 企業会計審議会、『先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について（第一部、第二部）』、1990年5月
- 企業財務制度研究会、『オプション取引会計基準形成に向けての調査研究』、1992年7月
- 金融財政事情研究会、「経営情報開示の新視点」、『金融財政事情』3月2日号、1992年
- 国際金融情報センター、『金融先物、オプション取引等の銀行経理に関する主要先進国の実情』、1992年3月a
- 、『ECの税制ハーモナイゼーションがEC各国間のマネーフローに与える影響』、1992年3月b
- 小宮山 賢、『新オフバランス取引会計』、金融財政事情研究会、1990年
- 小山嘉昭、『銀行法』、大蔵財務協会、1992年
- 斎藤昭雄、『フランス会計制度論』、千倉書房、1988年
- 斎藤静樹、『資産再評価の研究』、東京大学出版会、1984年
- 、『企業会計—利益の測定と開示』、東京大学出版会、1988年
- 、「実現基準と原価評価の再検討」、『産経研 Discussion Paper J-Series』、1991年5月
- 、「利益の測定と会計制度の課題」、『企業会計』第44巻第1号、中央経済社、1992年
- 桜田照雄、「アメリカ銀行会計制度改革の現状—アメリカ商業銀行ディスクロージャーを中心に」、『証券研究』第103巻、日本証券経済研究所、1992年9月
- 鳶村剛雄(編)、『国際会計論』、白桃書房、1991年
- 清水 勇、『税務会計の基礎理論』、中央経済社、1987年5月
- 証券団体協議会、「わが国証券税制の現状と課題」、1992年8月
- 白鳥栄一、「国際会計基準委員会の最近の動向と将来の展望」、『JICPA ジャーナル』447号、日本公認会計士協会、1992年10月
- 白鳥庄之助、「先物損益の認識と開示」、『企業会計』第42巻第1号、中央経済社、1990年
- 鈴木竹雄・竹内昭夫、『会社法（新版）』、有斐閣、1987年
- 高井 晃、「銀行株の投資判断に直結していない」、『金融財政事情』1月14日号、金融財政事情研究会、1991年
- 田中建二、「オフバランス取引の認識と測定」、『企業会計』第42巻第12号、中央経済社、1988年
- 、「新銀行経理基準の実践状況と今後の課題」、『事例研究現代の企業決算』、中央経済社、1991年
- 田中 弘、『イギリスの会計基準』、中央経済社、1991年
- 醍醐 聰、「他企業支配株式の評価と実現概念」、『企業会計』第41巻第6号、中央経済社、1989年
- 、「保有利得の損益計算書能力と分配可能性」、『企業会計』第42巻第12号、中央経済社、1990年

金 融 研 究

- 、「有価証券含み損益の資産効果と会計基準」、『税経通信』第47巻第1号、1992年
- 、「企業資産再評価：土地評価益の吟味重要」、日本経済新聞1993年3月2日
- 中央新光監査法人(編)、『オフバランス取引の会計と税務』、税務経理協会、1991年
- 富増和彦、「時価主義会計の基礎的考察」、『経営研究』第42巻第2号、大阪市立大学経営研究会、1991年
- 中川美佐子、『会社会計制度の比較研究』、千倉書房、1988年
- 、『西ドイツ会計制度論』、千倉書房、1985年
- 中里 実、「企業課税における課税所得算定の法的構造」、『法学協会雑誌』第100巻第1、3、5、7、9号、有斐閣、1983年
- 中村 忠・成松洋一、『企業会計と法人税』、税務経理協会、1992年
- 永田俊一(監修)、『銀行経理の実務』、金融財政事情研究会、1991年
- 日本銀行、「オフバランス取引の拡大とわが国金融市場の課題」、『日本銀行月報』、1993年2月
- 日本公認会計士協会、「通貨スワップの会計処理」、『会計制度委員会研究報告』第3号、1987年7月
- 、「通貨オプション取引の企業側における会計処理と表示」、『会計制度委員会報告』第4号、1988年4月
- 日本公認会計士協会東京会(編)、『新金融取引の会計・監査・税務』、第一法規、1992年
- 日本租税研究協会、「討論 連結納税制度」、『第43回研究大会記録』、1992年
- 野口悠紀雄、『土地の経済学』、日本経済新聞社、1989年
- 蓮井良憲ほか、『会社会計法』、中央経済社、1991年
- 長谷川哲嘉、「IOSCO(証券監督者国際機構)と国際会計基準」、『JICPA ジャーナル』No.444、日本公認会計士協会、1992年
- 浜本道正、「連結会計—連結の範囲の判定」、『事例研究 現代の企業決算』、中央経済社、1991年
- 平山一夫、「会計の国際化とわが国ディスクロージャー」、『企業会計』第44巻第1号、中央経済社、1992年
- 広瀬義州、「会計基準の調和化を巡る諸問題」、『商事法務』No.1297、1298、商事法務研究会、1992年
- 堀内昭義、「銀行経営と自己資本規制および市場規律」、『金融』549号、全国銀行協会連合会、1992年
- 宮島 洋、「金融証券税制の見直し」、『金融』536号、全国銀行協会連合会、1991年
- 、「証券税制の現状と課題」、『資本市場』、資本市場研究会、1992年11月
- 森田哲彌、「原価主義会計と時価評価」、『企業会計』第44巻第11号、中央経済社、1992年
- 弥永真生、「取得原価基準の再検討」、『法学協会雑誌』第107巻8～11号、有斐閣、1990年
- 、「ディスクロージャー制度のあり方」、『ジュリスト』No.1000、有斐閣、1992年 a
- 、「金融機関の計算に関する若干の考察—評価損の繰延許容を契機として」、『商事法務』No.1301、商事法務研究会、1992年 b
- 、「資産再評価は現実的か」、『書斎の窓』、有斐閣、1992年11月 c
- 山形休司、「米英における金融商品の会計基準」、『証券研究年報』第6号、大阪市立大学、1991年
- 吉田 真、「セグメント情報・時価情報との実務上の評価」、『企業会計』第42巻第12号、中央経済社、1991年
- 若杉 明(編著)、『会計制度の国際比較』、中央経済社、1992年
- 、「期間損益計算原則としての原価評価・実現基準の再検討」、『企業会計』第41巻第6号、中央経済社、1989年
- Benston, George J., *Corporate Financial Disclosure in the UK and USA*, Saxon House, 1978.
- BIS Working Group on International Interbank Relations, *Recent Developments International Interbank Relations*, October 1992.
- CIFAR (Center for International Financial Analysis and Research), *International Accounting and Auditing Trends*, Vol.1, 1989.
- CEC (Commission of the European Communities), *Report of the Committee of Independent Experts on Company Taxation*, 1992.

II. 導入報告論文

- Coopers & Lybrand, *1991 International Accounting Summaries*, John Wiley & sons, Inc., 1991.
- IASC(International Accounting Standards Committee), *Comparability of Financial Statements*, 1989.
- , *International Accounting Standard Proposed Statement, Proposed Statement Financial Instruments*, 1991.
- OECD, *Accounting Practices in OECD Member Countries*, 1980.
- , *The Future of Capital Income Taxation in a Liberalised Financial Environment*, 1991.
- Mondchean, Thomas, "Market Value Accounting of Commercial Banks," *Economic Perspectives*, Federal Reserve Bank of Chicago, January/February 1992.
- U.S.Treasury, *Modernizing the Financial System: Recommendations for Safer, More Competitive Banks*, 1991.
- Walter, John R., "Loan Loss Reserves," *Economic Review* Vol.77 No.4, Federal Reserve Bank of Richmond, July/August 1991.
- White, Lawrence J, *The S&L Debacle Public Policy Lessons for Bank and Thrift Regulation*, Oxford University Press, 1991.